

(様式 16)

薬学教育評価

評価報告書

受審大学名 姫路獨協大学薬学部

(本評価実施年度) 2024 年度

(作成日) 2025 年 3 月 3 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

I. 総合判定の結果

姫路獨協大学薬学部医療薬学科（6年制薬学教育プログラム）は、薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合していると認定する。

認定の期間は、2032年3月31日までとする。

II. 総評

姫路獨協大学薬学部では、教育研究上の目的に基づいて三つの方針が策定されている。例えば、ディプロマ・ポリシーでは、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力として、薬剤師としての使命等の8項目を設定している。また、自己点検のPDCAサイクルを機能的に推進するため、教授会、FD委員会（FD：Faculty Development）、そして構成員に学外委員及び卒業生が含まれる自己点検・評価委員会の三つの組織を薬学部常置している。教育カリキュラムに関しては、学生参加型の自己研鑽・参加型学習科目として、2年次以降にPBL（Problem Based Learning）形式の統合演習科目を数多く配置するなど、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程が適切に編成されている。また、薬学教育支援室を設置するなど、学生に対する細やかな履修指導や学修支援も行われている。

薬学部あるいは薬学部の教員は、兵庫県の薬剤師会や病院薬剤師会などとの密接な連携を図り、医療・薬学の発展、薬剤師の資質・能力の向上、及び地域の保健衛生の保持・向上に貢献している。また、地元の酒造会社との産学協同研究も行っている。これらの取り組みについては評価できる。

しかしながら、カリキュラム・ポリシーに関しては、教育課程全般の教育内容や方法、具体的な学修成果の評価の在り方、各項目における学修の質を重視した評価方法が記載されていないため、ディプロマ・ポリシーとの一貫性や整合性が明確ではない。一方、内部質保証に関しては、全学組織との連絡・連携体制は確立されているが、学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の達成度等、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいた自己点検・評価を実施する必要がある。また、学生の学修成果の達成度を網羅的かつ経年的に評価するシステムを構築する必要もある。これらの問題点については改善が求められる。

姫路獨協大学薬学部が、今後、内部質保証や学生一人ひとりの学修成果の評価等に関する本評価の指摘事項に対する対応を検討し、薬学教育プログラムの改善とさらなる向上に努めることを期待する。

Ⅲ. 『項目』ごとの概評

1 教育研究上の目的と三つの方針

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、策定されている三つの方針の一貫性や整合性、さらには具体性において、懸念される点が認められる。

姫路獨協大学では、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念を基に、外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的として掲げている。これに基づき、薬学部では理念を「薬学の学修を通じて、人々の健康の保持・増進と福祉の向上に貢献する薬剤師を育成する場とすることを本学部の理念とする。」と定め、さらに教育研究上の目的を「薬の専門家としての実践的能力、高い倫理観と豊かな人間性を備え、人々の健康保持・増進と福祉の向上に貢献し、薬物治療の進展に資する研究心をもった薬剤師を育成することを目的とする。」と定めている。しかし、育成を目指す資質や能力が具体的に記載されていないため、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを十分に反映した教育研究上の目的となっているのか分かりにくい。

教育研究上の目的は学生や教職員に周知を図るため、大学ホームページなどに掲載され、社会にも公表されている。また学生に対しては、入学時及び各学年の各学期始めのガイダンスにおいて説明がなされている。

姫路獨協大学薬学部では、教育研究上の目的に基づいて、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）として、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、8項目の資質や能力を身につけた学生に学士の学位を授与すると定めている。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本学科の課程を修め、所定の単位を修得したうえで、次の要件を満たしたものに学士（薬学）の学位を授与します。

1. 薬剤師としての使命

薬剤師に求められる社会的責任を自覚すると共に、医療人としての倫理観を持ち、薬剤師の義務及び法令を遵守し、人々の生命・健康・安全を守る使命感を持って行動できる。

2. コミュニケーション能力

円滑な人間関係を構築し、的確な情報の伝達及び収集ができるコミュニケーション能力を有する。

3. チーム医療

医療に携わる多職種の役割を理解・尊重し、薬剤師の専門性を生かし、患者にとっての最善の結果を実現するように考えて行動する能力を有する。

4. 基礎的な科学力

医薬品・化学物質等の特性を理解し、生態及び環境に対する影響を理解するために必要となる基礎的な知識と科学的思考を有する。

5. 薬物療法における実践能力

患者の病態に基づいた薬物療法を、科学的根拠を考慮したうえで総合的に評価し、適切な調剤、服薬指導、処方設計の提案等の薬学的管理を実践する能力を有する。

6. 地域の保健・医療への貢献

地域の保健医療の担い手の一員として、プライマリケア、セルフメディケーション等を通じ、人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を有する。

7. 研究への取り組み

薬剤師として個々の業務を遂行する中で、多角的な視点から様々な問題や課題を解析し、その解決のための研究を遂行する意欲と解決能力を有する。

8. 自己研鑽と教育能力

薬剤師として社会から求められる要求に応えるために、医療と医薬品の進歩に関する情報や社会的動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続けると共に、次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。

教育内容・方法に関するカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）としては8項目が設定されている。また、薬学教育カリキュラムは、次のように設定されている。すなわち、1・2年次には教養科目と薬学の基礎的な知識・技術を習得し、3・4年次には薬学の基礎から応用、実践までを幅広く学び、薬剤師に必須の知識と実践的技術を習得する。5年次には病院・薬局での実務実習によって、より高い実践力・技能を習得し、6年次には生命科学、医療・臨床に関わる高度なアドバンスト科目を学びつつ卒業研究を行う（基礎資料1）。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学部のディプロマ・ポリシーを達成するために、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠した科目と本学独自の科目を段階的に配置し、実施する。

1. 医療人としての高い倫理観、使命感を育成するための科目を低年次より配置し、薬剤師への志向と学習意欲の向上を図りつつ、高年次では薬剤師に求められる社会的責任を自覚するとともに、備えるべき心構えを育成する。
2. 科学的思考力及び問題の主体的解決能力を養い、コミュニケーション能力を熟成させる。
3. 臨床における問題解決能力を養い、薬剤師職務に必要な基礎知識、技能、態度を修得するとともに、チーム医療を実践する能力、態度を育成する。
4. 全学共通科目（一般教養科目）や、薬学専門課程に移行するための基礎能力を高めるための専門基礎科目、及び国際性を育む外国語教育科目を低年次より編成し、深い教養を養う。
5. 薬学の専門的知識や技術を修得するために専門科目、実習科目を編成し、基礎から段階的に実施するとともに、適切な薬物療法を実施する能力を育成する。
6. 近隣の薬剤師会と連携した科目や、実践的実習科目などを編成し、地域の保健・医療に貢献できる能力を養成する。
7. 卒業研究、統合演習科目（PBL）及び薬学アドバンスト教育により、多角的な視点から問題を発見・解決できる能力及びプレゼンテーション能力を養成する。
8. 実務実習、卒業研究により、医療と医薬品の進歩に関する情報を収集し、生涯にわたり自己研鑽を続け、次世代を育成する意欲と態度を養う。

カリキュラム・ポリシーの8項目は、ディプロマ・ポリシーの8項目に対応している。しかし、カリキュラム・ポリシーとして必要な教育課程全般の教育内容や方法、学修成果の評価の在り方などが具体的に記載されていないので、それらを記載する必要がある。また、カリキュラム・ポリシーの8項目のそれぞれにおいて、学修の質を重視した評価方法を設定し、具体的に記載する必要がある。

薬学部医療薬学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は、ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーを踏まえ、4項目が設定されている。しかし、多様な学生をどのように評価・選抜するのか、その方法が具体的に記載されていないので問題である。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念を基に、教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのもと、医療を担う者としての高い倫理観、薬剤師として必要な高度な知識と技能を学ぶ強い意志と協働性をもった、次のような人を求める。

1. 薬学を学ぶために必要な基礎学力を有している人
2. 何事にも積極的に取り組む学習意欲が旺盛な人
3. 薬学における最新の知識・技術を修得し、薬剤師として社会貢献することを目指す人
4. 良き医療人になるために必要な思いやりと協調性、及びコミュニケーション力を身につける努力のできる人

三つの方針は、大学ホームページ上に公開されており、学生や教職員だけでなく、広く社会にも公表されている。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、学生や教員に配布される「履修の手引」に明記されている。しかし、「履修の手引」が大学全体で一つの冊子となっているため、利便性の観点からは、学部別の冊子とすることが望ましい。さらに学生に対しては、各学期始めのガイダンスにおいて、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの説明を行っている。一方、アドミッション・ポリシーは、大学ホームページへの掲載、「入試ガイド」や「学生募集要項」への記載により、広く周知している。

姫路獨協大学薬学部では、大学の「建学の理念」を基盤としながらも、急速な医療の進歩や医療を取り巻く社会環境の変化に対応できる教育環境の適正な整備のために、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを2021年度に改訂し、2022年度に公表している。この改訂に際しては、薬学部FD委員会が検証と改訂案の策定を行い、薬学部教授会が改訂案を承認している。なお、上述の過程を経て承認された2021年度改訂版は、文章の推敲等、わずかな改訂にとどまっている。さらには、「薬学教育モデル・コアカリキュラム令和4年度改訂版」に基づき、2023年度には三つの方針を再度改訂し、2024年度から適用している。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）（2024年度から適用）

薬学部は、未来の社会や地域を見据え、薬の専門家としての実践的能力、高い倫理観と豊かな仁心を備え、薬物治療の進展に資する探究心を備え、他の職種と連携して国民医療

の質確保に貢献する薬剤師の育成を目的とし、以下に示す資質や能力を身につけた学生に学士の学位を授与します。

1. 薬剤師に求められる社会的責任を自覚すると共に、薬剤師の義務および法令を遵守し、人々の健康の維持・増進に貢献する使命感と責任感、患者・生活者に寄り添う医療人としての倫理観を持って利他的な態度で生活と命を最優先する医療・福祉・公衆衛生の実現を目指して行動できる。
2. 患者・生活者の持つ、疾患や健康にまつわる物語（ナラティブ）を医療人となる者として総合的に捉えて理解を深め、薬物療法など患者・生活者へのケアの質を向上させる能力を有する。
3. 薬剤師として社会から求められる要求に応えるために、自己及び他者と共に研鑽し教えあいながら、生涯にわたって学び続ける意欲と態度を有する。
4. 医療・福祉・公衆衛生における課題を的確に見出し、その解決に向けた科学的思考を身につけながら、学術・研究活動を適切に計画・実践する能力を有する。
5. 医薬品・化学物質等の特性を理解し、多角的な視点から様々な問題や課題を解決できるよう薬学的知識と技能を習得し、これらを活用する能力を有する。
6. 高度化する先端情報・科学技術に興味を持ち、日々、蓄積される膨大な情報の中から適切に必要なものを収集・評価できる能力を身につけ、得られた情報を医療に正しく活かす能力を有する。
7. 患者の病態に基づいた薬物療法を、科学的根拠を考慮したうえで主体的に評価し、適切な調剤、服薬指導、処方提案等の薬学的管理を実践する能力を有する。
8. 円滑な人間関係を構築し、的確で円滑な情報の共有、交換を通してその意思決定の支援ができるコミュニケーション能力を有する。
9. 医療に携わる多職種の役割を理解・尊重し、薬剤師の専門性を活かし、患者・生活者中心の質の高い医療・福祉・公衆衛生を実践する能力を有する。
10. 地域の保健医療の担い手の一員として、広い視野に立ち、プライマリケア、セルフメディケーション等を通じ、人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を有する。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）（2024年度から適用）

本学のディプロマ・ポリシーを達成するために、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠した科目と本学独自の科目を段階的に配置し、実施する。

1. 医療人としての高い倫理観、使命感を育成し、薬剤師への志向と学習意欲の向上を図

りつつ、社会的責任を自覚するとともに、利他的な態度で生活と命を最優先する医療・福祉・公衆衛生の実現を目指して行動できる心構えを育成する。

2. 患者・生活者に寄り添う医療人となる者として総合的に捉えて理解を深め、薬物療法など患者・生活者へのケアの質を向上させる能力を熟成する。
3. 臨床実習、卒業研究により、医療・福祉・公衆衛生における課題を的確に見出し、その解決に向けた科学的思考を身につけながら、自己及び他者と共に研鑽し教えあい、生涯にわたって学び続けるための能力、次世代を育成する意欲と態度を養う。
4. 全学共通の一般教養科目や、薬学専門基礎科目、および国際性を育む外国語教育科目を通じて深い教養を身につける。
5. 卒業研究、統合演習科目（PBL）および薬学アドバンスト教育により、学術・研究活動を適切に計画・実践しながら、多角的な視点から問題を発見・解決できる能力およびプレゼンテーション能力を養成する。
6. 高度化する先端情報・科学技術から適切に必要なものを収集・評価し、医療に正しく活かす能力を養成する。
7. 患者の病態に基づいた薬物療法を、科学的根拠を考慮したうえで主体的に評価し、適切な調剤、服薬指導、処方提案等の薬学的管理を実践する能力を育成する。
8. 円滑な人間関係を構築し、的確で円滑な情報の共有、交換を通してその意思決定の支援ができるコミュニケーション能力を熟成する。
9. 医療に携わる多職種の役割を理解・尊重し、薬剤師の専門性を活かし、患者・生活者中心の質の高い医療・福祉・公衆衛生を実践する能力を熟成する。
10. 地域の保健医療の担い手の一員として、広い視野に立ち、プライマリケア、セルフメディケーション等を通じ、人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を養成するために必要な専門科目、地域の薬剤師と連携した実践的実習科目を編成し、実施する。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）（2024年度から適用）

「大学は学問を通じての人間形成の場である」という獨協学園の教育理念を基に、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーのもと、医療を担う者としての高い倫理観、薬剤師として必要な高度な知識と技術を学ぶ強い意志と協働性をもった、次のような人を求める。

1. 薬学を学ぶために必要な基礎学力を有している人

2. 何事にも積極的に取り組む学習意欲が旺盛な人
3. 薬学における最新の知識・技術を修得し、薬剤師として社会貢献することを目指す人
4. 良き医療人になるために必要な思いやりと協調性、およびコミュニケーション力をもつける努力のできる人

このように、三つの方針については、複数回の検証と改訂が行われている。しかし、改訂に関する基本方針を定めることが望ましい。

教育研究上の目的については、2023年度末から2024年度にかけて検証が行われ、改訂を行わないことが薬学部FD委員会及び薬学部教授会で承認されている。

2 内部質保証

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、自己点検・評価における教育研究活動に対する質的・量的な解析指標の設定において、懸念される点が認められる。

姫路獨協大学では、内部質保証への大学組織の取り組みを恒常的に推進するため、「姫路獨協大学における内部質保証に関する方針」を定め、その方針に基づき「姫路獨協大学における内部質保証推進規程」を制定している。それにより、内部質保証における組織及び実施体制が明確にされると共に、薬学部を含む各部局の役割が明文化されている。

全学では、「姫路獨協大学自己評価規程」に基づき、教育活動、研究活動、経営管理、及び地域・社会的活動の4項目について、自己点検と評価が定期的に行われている。そして、教育・研究活動と地域・社会的活動に関しては、各部局より選出された教員各2名に学長の選出した3名を加えた全学自己評価委員会が「自己点検・評価報告書」として纏めている。ただし、この全学での評価においては、薬学部が独自の基準を設定し、その基準に基づいた評価が行われていない。薬学部独自の基準を設定する必要がある。なお、「姫路獨協大学自己評価規程」は1993年に制定されているが、随時、改正を重ね、制度が改善されている。

2022年度には、内部質保証と自己評価を連携し、大学の自己点検を強固なものとするため、学長の下に内部質保証推進会議が設置され、薬学部の教員も委員として会議に出席している。学長は、この会議を通して、内部質保証に係る各部局の取り組みの状況や結果の報告を受け、それを評議会に諮り必要な措置を講じている。

薬学部では、内部質保証を担保するためのPDCAサイクルを機能的に推進するために、薬学部教授会、薬学部自己点検・評価委員会、及び薬学部FD委員会の三つの組織を常置

している。なお、薬学部自己点検・評価委員会には、構成員として学外委員及び卒業生が各1名以上含まれている。

薬学部の三つの組織は、それぞれの規程において、薬学部の内部質保証に係る役割が明確に分かれている。その方針と活動内容は、以下のように明記されている。

- ・薬学部教授会は、薬学部の全ての専任教員の承認を基に薬学部の教育・研究・運営等の全般に及ぶPlan（P）を決定する。

- ・薬学部教授会の決定に従い、薬学部の各教員及び各種委員会、さらに薬学部から派遣される全学委員会の担当教員が、教育・研究などの薬学部に関わる諸活動のDo（D）の推進を担う。

- ・薬学部自己点検・評価委員会（学外委員及び卒業生委員を含む）は、薬学部の諸活動に対する全般的なCheck（C）機能を受け持っており、薬学部FD委員会に対して、評価結果と改善の検討を通達する。

- ・薬学部FD委員会（学外委員を含む）は、改善の要請などに基づいたAction（A）を担当し、検討結果を薬学部教授会の議事に挙げ、薬学部の全専任教員による審議を諮るための原案策定を担う。

ちなみに、これら三つの組織の連携により、PDCAサイクルが効果的に機能した具体例としては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及び薬学教育カリキュラムの改訂が挙げられる。

このように、姫路獨協大学薬学部では、全学組織との連絡・連携体制が確立されており、薬学部自己点検・評価委員会を中心として、自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われている。しかし、現在の体制は確立されて間もないため、自己点検・評価の機会や期間はまだまだ十分ではない。

姫路獨協大学薬学部では、授業への認識を高め、カリキュラムや授業方法等の改善に資することを目的として、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、大学ホームページ上に公開されると共に、教員にフィードバックされている。また、教員は科目ごとに、現状の説明、点検・評価の結果（長所と問題点）、及び改善の具体的方策を取りまとめた「教育活動自己評価」を作成し、学内イントラネットにおいて学生・教職員に公開している。さらに教員が提出する「教育活動自己評価」は、薬学部FD活動の他、PBL形式の統合演習科目や卒業研究等の評価方法の検討などにも活用され、教員間の情報共有や教育方法改善のツールとなっている。

前期末と後期末に実施される薬学部FD活動は、PDCAサイクルのPの活性化を図る

ための薬学部教授会と連動した取り組みであるが、教員や委員会のFDの機動的推進をスムーズにする意義も有している。薬学部の現状に関する調査やデータの収集・分析は、薬学部FD委員会が担っている。当該委員会は教員や委員会などの要請に応じて、事務部門（教務課や実習課、入試課や学生課など）の協力を得て、データを収集し分析すると共に、審議に諮り、その結果を薬学部教授会に報告または提案している。ただし、2022年10月からは、薬学部の教育活動に関するデータの収集・分析、それらに基づく様々な活動の企画・運営は、薬学教育支援室が担っている。つまり、データの収集や分析において、薬学部FD委員会と薬学教育支援室が効率的に連携する体制が構築されている。しかしながら、一部の情報についての分析を開始した段階であり、質的・量的な分析はまだ十分ではない。

以上のように、姫路獨協大学薬学部では、学生による授業評価アンケートの結果に基づいたFD活動が行われている。しかし、本評価基準に関しては、教育研究活動に対する質的・量的な解析、すなわち①学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度、②ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の達成度、③在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別分析等に基づいた自己点検・評価を行う必要がある。

姫路獨協大学ではアセスメント・プラン（学修成果の評価方針）を作成し、大学ホームページ上で公開している。教学アセスメントに関連するデータの一部を利活用してはいるものの、学修成果の総合的な評価のためには、アセスメント・プランに基づいた適切かつ網羅的なデータの分析と自己点検・評価を実施することが望ましい。

薬学部におけるFDに関する委員会記録とFD活動は、大学ホームページ上で広く社会に公開している。また、薬学部の教育と研究活動についても「教育研究活動報告書」を作成し、大学ホームページ上で広く公開している。

姫路獨協大学薬学部では、全学自己評価委員会の主導のもと、教育研究活動の自己点検・評価が行われている。また、学外有識者が自己点検・評価の結果等を評価する体制も整備されている。さらに評価結果に基づいて、薬学部自己点検・評価委員会が、該当の委員会あるいは教員に教育研究活動を改善するように指示をしている。姫路獨協大学は、日本高等教育評価機構の令和4年度大学機関別認証評価を受審し、大学基準に適合する旨の認定を受けている。一方、薬学教育に関しては、2007年度には薬学教育の質を保証するために、本機構が定めた評価基準をもとに薬学教育（6年制）第三者評価書「自己評価22」を作成している。また、2020年度には、本機構の定める「薬学教育評価 評価基準」に適合していることが認定されている。

今後も自己点検・評価を実施する体制に学内だけでなく学外の多方面からの意見を取り入れ、P D C Aサイクルの組織的かつ継続的な運用を担保する必要がある。

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 教育課程の編成

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、教育課程及びその内容や方法の適切性に関する検証、及びその結果に基づいた改善・向上において、懸念される点が認められる。

姫路獨協大学薬学部の薬学教育カリキュラムは、2021年度の改訂が文章の推敲等、わずかな改訂であったので、2017年度に改訂されたカリキュラム・ポリシー（C P）に基づいて編成されており、「履修の手引」、「シラバス」や「カリキュラム・マップ」を用いながら学生へ供覧されている（基礎資料1、基礎資料2）。

教養教育では、五つの区分（教養科目、外国語科目、情報処理、スポーツ・健康科学、総合教養科目）の全学共通科目（「自己点検・評価書」p.24表3-1-1-1）から、必修科目と選択科目を合わせて42単位以上を履修している。教養科目は、人文科学7科目、社会科学5科目、自然科学5科目から、バランス良く選択できるように工夫されている。総合教養科目は、C P 4に基づいて編成されており、必修科目4科目（「医療倫理」（1年次）、「臨床心理学」（3年次）、「対人コミュニケーション」（4年次）、「医療現場でのコミュニケーション」（4年次））、選択科目4科目（「ストレス学」、「科学英語の書き方」、「健康社会科学」、「総合教養講座（地域政策と地域貢献）」）から構成されている。なお、必修の4科目は、C P 1及びC P 2にも基づいている。スポーツ・健康科学には、「健康科学Ⅰ」、「健康科学Ⅱ」、「身体の科学Ⅰ」、「身体の科学Ⅱ」、「スポーツ文化実習Ⅰ」、「スポーツ文化実習Ⅱ」、「アウトドアスポーツ実習(マリンスポーツ)」の七つの科目が配置されている。数多くのスポーツ・健康科学科目の配置は、姫路獨協大学の教養教育カリキュラムの特徴となっている。

薬学準備教育としては、「基礎物理学」、「基礎化学」、「基礎生物学」、「基礎数学」、「基礎実験（物理・化学・生物）」、「実用薬学英語Ⅰ」、「実用薬学英語Ⅱ」、「薬学概論」、「早期臨床体験」、「薬学基礎演習」が必修の専門基礎科目（「自己点検・評価書」p.26表3-1-1-2）として1・2年次に配当され、専門科目（「自己点検・評価書」p.27表3-1-1-3）と関連付けて履修できる編成となっている。さらに、全学共通科目の自然科学のうち、「実感する化学」、「基礎数理」、「科学の原理」が、高校から大学へとつながる基礎的知識を修得するための必修科目として1年次に配置されている。このように、教養教育はリメディ

アル教育科目及び学生が幅広く学習できる科目から編成されている。

教養教育のカリキュラムとその科目の説明は、入学時に配布する「履修の手引」と「シラバス」に掲載されている。特に「履修の手引」には、学生が学びの目標や薬学教育カリキュラムの全体像を理解できるように、教育モデルが明示されている。

語学教育に関しては、全学共通科目（「自己点検・評価書」表3-1-1-1）の外国語科目として、1年次に必修の英語2科目（「英語入門Ⅰ」、「英語入門Ⅱ」）が配置されている。また、2年次には医療現場で必要となる実践的な英語力を身に付け、国際化と情報化社会に対応したスキルを養成するための専門基礎科目（「自己点検・評価書」表3-1-1-2）として、必修科目の「実用薬学英语Ⅰ」と「実用薬学英语Ⅱ」が配置されている。一方、6年次には医療現場で活用できる語学力を養成するために、「外国人患者とのコミュニケーション」（選択科目）がアドバンス教育として開講されている（「自己点検・評価書」p.30-31 表3-1-1-4）。さらに、6年次の総合教養科目「科学英語の書き方」（選択科目）では、医薬品科学のアカデミックな英語に触れることもできる（「自己点検・評価書」表3-1-1-1）。しかしながら、履修している学生の人数は少数であり、6年次の外国語科目の教育効果は必ずしも十分ではない。医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につけるためにも履修する学生の人数を増やすことが望まれる。第二外国語については、「ドイツ語」、「中国語」、「スペイン語」、「韓国語」を1年次に選択科目として履修できる（「自己点検・評価書」表3-1-1-1）。以上のように、姫路獨協大学薬学部では、CP2に基づいて外国語教育が編成されている。しかし、必修科目の開講年次が低学年次に偏っているので、高学年次にも必修科目を配置することが望ましい。

人の行動と心理に関する教育に関しては、必修科目として、「早期臨床体験」（1年次）と「薬学概論」（1年次）が専門基礎科目、「医療倫理」（1年次）、「臨床心理学」（3年次）、「対人コミュニケーション」（4年次）及び「医療現場でのコミュニケーション」（4年次）が総合教養科目に配置されている。また、選択科目として、教養科目の人文科学に「生命倫理（生命の大切さ）」（1年次）が配置されている（「自己点検・評価書」表3-1-1-2）。

「早期臨床体験」では、薬学生としての学習へのモチベーションや医療人としての自覚を高め、将来の目標を明確に認識させるため、薬学部卒業者の職域、病院及び薬局薬剤師の職能等に関する講義、医療施設の見学、見学報告のまとめと発表などを行っている。「薬学概論」と「医療倫理」は、薬剤師の使命や薬剤師に求められる倫理観を意識させることを目標にしている。「生命倫理（生命の大切さ）」は、態度の醸成を意識させるように配慮されており、毎回の講義終了後、学生一人ひとりがリアクションペーパーを提出している。

また、生命倫理や医療倫理に関する課題を考えさせ、その成果をレポートにまとめている。

「臨床心理学」は、臨床心理学の理論に対する理解を深め、考えることや関わることに繋げることで、「対人コミュニケーション」と「医療現場でのコミュニケーション」は、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能及び態度を修得することを目的としている。

姫路獨協大学薬学部の薬学教育カリキュラムは、全学共通科目、専門基礎科目、専門科目（物理系、化学系、生物系、衛生系、医療薬学系、薬剤系、社会薬学系、薬学臨床、卒業実習）が、学年進行に伴って基礎薬学分野から医療薬学分野へと系統的に配置されている。また、各分野においても、講義科目で知識を修得した後、演習・実習科目を通じて技能・態度を修得できるように配置されている（基礎資料1）。したがって、最終的には「薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版」に挙げられた全ての到達目標（SBOs：Specific Behavioral Objectives）を達成し、一般目標（GIO：General Instructional Objective）に到達することができる（基礎資料2）。

各科目のシラバスには、GIOとSBOsが記載されており、各科目と薬学教育モデル・コアカリキュラムとの関連性が明確化されている。さらに、各科目の体系的な配置と順次性を分かりやすく示した「カリキュラム・マップ」が作成され、新入生ガイダンスで説明されている。「カリキュラム・マップ」は、大学のホームページや学生向けポータルサイトから閲覧できる。

姫路獨協大学薬学部では、必修科目として、学習の総復習を目的とした総合的演習科目が編成されている。すなわち、「薬学基礎演習」（2年次）は1・2年次の薬学基礎科目の確認と修得、「薬学応用演習Ⅰ～Ⅲ」（3～4年次）は薬学・医療に関する基礎知識の確認と修得、及び薬学の実践に活用する応用力の養成、「薬学総合演習A、B」（6年次）は薬学・医療に関する高度な専門知識と統括的な応用力の養成を目的としている（基礎資料1）。

大学独自の薬学専門教育に関しては、必修科目の総和として、3割程度はSBOs以外の大学独自の教育を行っている。そして、大学独自の教育は「シラバス」の授業計画の授業内容において、SBO1、SBO2などと明記している。6年次には、必修科目（「新薬論」、「先端薬物療法論」）に加え、複数の選択科目（「蛋白質構造機能学」、「再生医学」、「ゲノム創薬学」、「機能性食品学」）が大学独自のアドバンスト教育科目として開講されている（「自己点検・評価書」表3-1-1-4、基礎資料1、基礎資料2）。しかし、大学独自の教育科目を含め、アドバンスト教育の選択科目は全体で1単位の修得でよい。そのため、履修している学生の人数が少数である科目が多い。

問題発見・問題解決能力の醸成のための教育に関しては、実習科目が1年次から6年次まで体系的に配置されている（基礎資料1）。実験実習の科目としては、1年次の「基礎実験」から4年次の「分子生物学実習」、「薬理学実習」、「薬剤学実習」、「薬物動態学実習」まで13科目が配置されている。実験実習では、グループで実験を行うと共に、実験結果に基づいた考察を記したレポートを個々に提出している。4年次の「模擬薬局実習」では、臨床現場における問題解決に対する準備教育を行い、実務実習終了後の「薬学総合演習A」では、問題発見・問題解決能力のさらなる醸成のために、臨床現場での経験を活かしたグループ学習、及び基礎と臨床を繋ぐ課題解決型学習を行っている。さらに、実践的に薬剤師の活動を身近に体験して問題発見・問題解決能力を育む「地域の薬剤師活動を学ぶ」（1～6年次）、及び「薬剤師の専門的スキルを活用した地域活動を学ぶ」（5・6年次）をアドバンスト教育の選択科目として配置している（「自己点検・評価書」表3-1-1-4）。

実習科目以外の学生参加型（自己研鑽・参加型学習）科目として、グループ学習を取り入れた「早期臨床体験」が1年次前期、PBL形式の統合演習が2年次以降に7科目配置されている（基礎資料1）。この統合演習（PBL）科目は、チュートリアル形式の問題解決型演習であり、科学的思考力及び問題の主体的解決能力の修得を目指し、2年次の「物理・化学系統合演習」から6年次の「処方解析統合演習」、「症例検討統合演習」まで、アドバンスト教育科目として配置している。6年間を通して、基礎から臨床まで体系的にPBLを実施することで、問題発見・問題解決能力の段階的な醸成に向けた教育となっている。なお、統合演習では論理性や独創性を評価に加えた「評価表」により目標達成度を評価している（基礎資料1）。さらに、薬学基礎科目や薬学専門科目の講義で学んだ知識・考え方を実践形式の問題演習を通して確実に身につけるための自己学習型科目として、「薬学基礎演習」（2年次）、「薬学応用演習Ⅰ」（3年次）、「薬学応用演習Ⅱ、Ⅲ」（4年次）、「薬学総合演習A、B」（6年次）を開講している。これらを履修することによって、物理・化学系から医療薬学系に至る全ての分野において、科学的根拠に基づく問題発見・問題解決能力、及び薬学・医療に関する高度な専門知識と統括的な応用力を養うことができる。

問題発見・問題解決能力の醸成に向けた教育の最終段階として、5・6年次には卒業研究、卒業研究論文の作成・提出、及び卒業研究発表を行っている。卒業研究は必修科目であり、「卒業研究Ⅰ」2単位、「卒業研究Ⅱ」4単位、合計6単位となっている。また、卒業研究発表会は10月に実施されている。

問題発見・問題解決型学習の実質的な単位数は、「統合演習（PBL）」が7単位（1単位×7科目）、「卒業研究Ⅰ」が2単位、「卒業研究Ⅱ」が4単位、「模擬薬局実習」が2単

位、「薬学総合演習A」が0.5単位、実験実習科目が3.25単位（0.25単位×13科目）、合計18.75単位である。

以上のように、姫路獨協大学薬学部の薬学教育カリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている。

姫路獨協大学薬学部の薬学教育カリキュラムにおいては、以下の7科目9単位が、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上と深く関わっている。

実務実習事前学習は、4年次前期の「実務実習事前特別講義」（2単位）及び4年次後期の「模擬薬局実習」（2単位）で構成されているが、その内容は病院・薬局実習を履修・完遂するために必要な知識・技能・態度を包括的に修得するものになっている。また、「模擬薬局実習」の前には、薬学共用試験センターが公開している「薬学共用試験受験学生向け配布用資料」、「学習・評価項目および医薬品リスト」及び「薬学共用試験OSCEを受験する皆さんへ」を配布し、薬学共用試験の受験意思を確認している。また、身だしなみ、調剤、無菌操作、注射剤混合、調剤鑑査、患者応対及び情報の提供に関する教育用ビデオを作成し、教材として活用している。4年次後期には「薬学応用演習Ⅲ」（1単位）が開講され、全領域の専任教員の分担により、4年次までに学習した知識の総合的な確認と復習が行われている。この演習科目は、3年次後期の「薬学応用演習Ⅰ」（1単位）、4年次前期の「薬学応用演習Ⅱ」（1単位）から続く、段階的な知識の振り返り科目として位置づけられている。

6年次前期には「薬学総合演習A」（1単位）を開講している。この演習科目は、5年次の実務実習実施の振り返りを主要な位置づけとしたPBL型演習、5年次までの薬学の知識に関する課題に取り組む課題演習の二つの授業形態で構成されている。PBL型演習では、実務実習での実践的活動を振り返ることにより、学生が自らディプロマ・ポリシー（DP）に掲げられた項目の達成度を再確認している。一方の課題演習では、DP4（基礎的な科学力）に関わる事項を中心として、学生の知識に関する振り返りや掘り下げを促している。演習は薬剤師国家試験と同様の正答肢選択問題の形式となっており、担当する教員が分野ごとに作成している。6年次後期の「薬学総合演習B」（1単位）では、薬学部での6年間の学習についての確認を行っている。薬学の各領域への取り組みの実践により、基礎から臨床までの総合的知識の修得に加えて、問題発見・問題解決能力、論理的思考力の醸成を目指している（基礎資料1、基礎資料2）。

以上のように、姫路獨協大学薬学部の薬学教育カリキュラムは、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した教育には偏っておらず、ディプロマ・ポリシーに

掲げる学生の輩出を目指した編成になっている。

姫路獨協大学では、全学教務委員会がシラバスの作成依頼と注意喚起を行い、教務課及び薬学部教務委員が「シラバス作成要領」と「シラバス記入確認項目」を用いて、作成されたシラバスの適切性を確認している。また、授業評価アンケートの結果は、講義内容の検証を促すため、全学FD委員会から教員にフィードバックされている。

2023年度には、「薬学教育モデル・コアカリキュラム令和4年度改訂版」の導入にあわせ、授業科目や内容等の大幅な改訂を行っている。すなわち、前期薬学部FD活動の成果及び薬学部FD委員会での審議をもとにして、薬学部教授会では薬学教育カリキュラムの編成案、評議会では関連する学則の改正案を審議し、承認している。また、シラバスの作成に関しては、専任教員の意思統一と情報の共有を図る目的で「令和4年度薬学教育改訂新コア・カリキュラムに対応したシラバスの整備について」のテーマで後期薬学部FD活動を行っている。この2023年度の薬学教育カリキュラムの改訂に際しては、2021年度から教育課程の内容や方法の適切性に関する検証が行われると共に、検証結果が共有されている。しかし、項目2で指摘したように、教育課程及びその内容や方法の適切性に関する検証が十分には行われていない。したがって、十分な検証を行うと共に、その結果に基づいた改善・向上を図る必要がある。

(3-2) 教育課程の実施

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、卒業認定の際の学生が身につけるべき資質・能力の到達度の総合的な評価において、懸念される点が認められる。

姫路獨協大学薬学部の薬学教育カリキュラムでは、基礎から臨床まで系統的に学べるように、学年進行に伴って高度化した科目が配置されている(基礎資料1)。また、講義科目、演習科目、実習科目が各分野に配置されており、知識のみではなく、技能・態度も修得できるように配慮されているが(基礎資料1、基礎資料2)、実習科目の配置は講義科目が一通り終了した後となっている。なお、実習及び演習科目については、開講年次での単位修得を進級要件としている。

卒業研究は「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」(必修科目、計6単位)として、5、6年次に実施している。また6年次後期(おおむね10月)には、ポスター形式による卒業研究発表会が開催され、評価者(指導教員以外の専任教員)2名及び他の学生の前で研究発表を行っている。発表後の質疑応答時間も確保されており、評価者などが研究内容や実験結果、考察などに関して質問し、学生がそれに応答している。卒業研究発表会の終了後、学生は卒業研究論

文を執筆し、指導教員と評価者による査読・修正を経て、卒業論文を提出している。卒業研究発表会及び卒業研究論文の提出や評価に関する日程案と評価表案は、薬学部FD委員会が策定し、薬学部教員が相互に確認・修正している。確定した日程は学習支援システムを通じて学生に周知されている。「卒業研究Ⅰ」は「卒業研究Ⅰ評価表」を用いて指導教員が評価し、「卒業研究Ⅱ」は「卒業研究発表評価表」と「卒業研究論文評価表」を用いて、指導教員と評価者がそれぞれ評価している。これらに加え、指導教員は「卒業研究Ⅱ総合評価表」を用いて、「卒業研究Ⅱ」全体を評価している。このように、卒業研究、卒業研究発表、及び卒業研究論文への取り組みや到達度は、多角的・客観的に評価されている。しかし、講義科目と演習・実習科目においては、知識、技能、あるいは態度を修得するための学修方略が十分に確立されていない。

薬局実務実習及び病院実務実習は、「薬学実務実習に関するガイドライン」に従って実施されており、実務実習の指導には、日本薬剤師研修センターから認定実務実習指導薬剤師としての資格を認定された薬剤師があたっている。また、実務実習を行う病院・薬局は、研修生受入施設基準を満たしており、さらに実務実習先の割振りは、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構が行っている。したがって、実務実習の公平性は担保されている。

実務実習における学生の指導及び管理には、「実務実習指導・管理システム（WEBシステム）」を使用している。このシステムによって、実務実習実施計画及びスケジュール管理（時間・実習場所）、目標到達度評価、実習態度等の情報については、指導薬剤師、学生、大学教員が共有することができる。実習期間中は、担当教員が「実務実習指導・管理システム」を用いて、実習状況を毎週確認し、学生向けのコメントを記載している。さらに、各研究室の指導教員（担任教員）が、実習先施設を原則3回（実務実習の開始前・中盤・終了時）訪問し、指導薬剤師や学生と面談して、実習の進捗状況や生活状況の把握などを行っている。疾病や災害等により学生の実習時間が不足した場合には、必要に応じて担当教員が実習先施設に実習期間内の補習を要請するなどの対応を取っている。成績評価に関しては、「概略評価表」を用いて、指導薬剤師が評価基準ごとの学生の成長度を評価している。ただし、シラバスに記載のように、指導薬剤師による概略評価の割合は35%であり、残る65%は実務実習記録及び感想文・報告書に基づく担当教員による評価である。

姫路獨協大学薬学部では、講義科目、実習科目、演習科目がバランスよく編成されている。例えば、問題発見・問題解決能力の醸成に向けた科目では、1年次に「薬学概論」、「医療倫理」及び「早期臨床体験」を履修させ、薬学に対する興味や学びのモチベーションを向上させると共に、将来の目標をしっかりと認識させている。2年次以降には、グループ

学習や発表を行うPBL形式の統合演習を7科目配置し、与えられた課題を自ら解決する能力を醸成するための教育を継続して実施している。これら七つの統合演習（PBL）科目では、学生の授業態度・グループ討論への参加、発表内容・レポート、課題の自己学習状況等により学修成果を評価している。ただし、学習や教授、成績評価のための方法は、グループ学習やPBL形式の科目においては一般的なものであり、大学が独自に開発した評価方法の利用には該当しない。

各科目における成績評価の方法・基準は、「シラバス」に明示されている。また、初回の講義において担当教員が学生へ説明している。さらには、年度始めの各学年のガイダンスでも説明されており、成績評価の方法・基準の学生への周知はなされている。各科目のシラバスには、定期試験、中間試験、レポートなど、具体的な評価基準及び各評価基準の点数配分率が明記されている。ただし、実習科目については、実習開始時に評価基準（実習態度やレポート）が担当教員から学生に示され、その基準に基づいて評価が行われている。姫路獨協大学ではGPA（Grade Point Average）制度が導入されているが、薬学部での運用については議論の途中にある。2023年度は、4年次生には研究室配属の際にGPAが基準点となることを通知している。また全学年の学生には、担任教員がGPA通知書を渡し、学年でのおおよその順位を説明するなど、学習指導のために活用している。

各科目の担当教員は、到達目標（SBOs）の達成度の評価（レポートや自己学習）や定期試験の成績等によって学修成果を評価している。SBOsは初回の講義開始時に学生に周知させると共に、「シラバス」にも明示している。担当教員は、科目の特性を考慮して中間試験や課題なども設定しており、それらの結果を評価に加味している。定期試験の終了後は、客観的かつ公正に学生の成績を評価し、教務課が定めたタイミングで学生に合否を通知している。原則として、定期試験で合格基準に達しなかった学生には再試験が実施される。該当する学生にはメールや学習支援システムなどで担当教員から連絡が届く。再試験の実施は、各学年のガイダンスでは説明されているが、「シラバス」には記載されていない。再試験の実施後は、その結果により学生の成績が再度評価され、合否が判定される。ところが、現在の制度では、再試験の評価が「可」もしくは「不可」であるため（「自己点検・評価書」p.43 表3-2-2-2）、稀ではあるが、再試験で合格となった学生の評価点が60点を超えることがある。定期試験で合格した学生に対して不公平なものとなっているため、改善が必要である。なお、前年度に不合格となった科目は、再履修として受講している。

単位認定については60点以上を合格と定めている。また、授業時間の3分の2以上の出

席がなければ、定期試験を受けることができない旨も定めている（「自己点検・評価書」p. 43 表3-2-2-1）。これらは「履修の手引」やガイダンス等で学生に周知されている。なお、演習や実習科目では、全授業時間への出席を求めているが、そのことについては、当該科目の初日等において、担当教員から学生に説明・周知がなされている。忌引き・病気等、やむを得ない事由の場合は、証明書及び追試験受験願の提出により追試験を受けることができる。履修した科目の成績評価は、確定後（前期開講科目は9月中旬、通年・後期開講科目は3月中旬）に学生及び保護者に書面で通知されている。また、学生はオンライン上のデータ共有システムでも成績の確認ができる。成績評価の異議に関しては、成績発表後に科目の担当教員に直接問い合わせることができる。しかし、異議申し立ての透明性を確保するためには、担当教員への直接問合せではなく、事務部（教務課等）を介して照会する制度とする必要がある。姫路獨協大学薬学部では、毎年9月に保護者懇談会を開催し、修学状況の説明などを行っている。また、担任教員に問い合わせることにより、教務課で集計した順位が学生本人に開示される制度となっている。

以上のように、姫路獨協大学薬学部では、各科目において、公正かつ厳正な成績評価が適切に行われている。

姫路獨協大学薬学部では、学年ごとに進級基準を定めており（「自己点検・評価書」p. 44 表3-2-3-1）、年度末に薬学部教授会で進級を判定している。ただし、基準を満たさない学生でも、実験・実習科目及び演習科目を除き、未修得の必修科目が3科目以内であれば仮進級できる。しかし、一部の科目では履修に差し障りが生じており、仮進級制度の適切性に関しては検証が望まれる。また、各学年次には原則として2年を超えて在学することはできない。しかし、学生からの在学年限延長の申請、及び連帯保証人の承諾があれば、薬学部教授会の承認を経て3年目の在学が認められる。しかしながら、在学年限の延長は、必ずしも学生の教育の改善（学力向上や休学者・退学者の減少等）には繋がっていない。したがって、在学年限の安易な延長は好ましいことではない。

留年と判定された場合には、学生と保護者に学部長名で通知状が送付される。留年生には、担任教員あるいは指導教員が個人面談を行い、進級要件及び不足単位数を確認させると共に、不合格科目の学修方法や履修等に関する指導を行っている。さらに学生委員を含む教員が、留年生向けのガイダンスを行っている。留年生は上級年次に配当された授業科目を履修することはできないが、一方では、成績状況によっては、講義の空き時間を利用して、既に単位を修得しているが不得意な科目を聴講することができる。仮進級した学生の不合格科目の再履修に関しては、進級学年の必修科目と同時限に開講される場合には、

再履修学生用の講義時限が別途設けられており、全ての再履修学生が受講できるように調整されている。

学生の休学や退学は、担任教員が面談によって意思を確認した後、薬学部教授会が提出された休学願や退学願に基づいて審議している。学生の在籍状況については、教務課が管理しており、教員には学年別の「在籍学生名簿一覧」が年度始めに配付されている。休学者、退学者、及び留年生を減らすため、全科目において、開講期中頃に学生の出席状況を教務課が収集し、欠席が3分の1を超える学生については担任教員に通知している。その情報を受けた担任教員は、該当学生に対して修学・履修の指導・相談を行っている。

姫路獨協大学薬学部では、学則第52条において、卒業に必要な単位数が204単位以上と定められている。また、科目分類ごとの卒業要件単位数も一覧表に示されている。卒業に必要な単位数は「履修の手引」に記載され、学生に周知されている。さらに、大学のポータルサイト（HDUポータルサイト）上にもPDF版の「履修の手引」が掲載されている。

専門科目の中には、薬学アドバンスト教育の科目群も配置されている。すなわち、選択科目（1単位）として「外国人患者とのコミュニケーション」、「蛋白質構造機能学」、「ゲノム創薬学」、「地域の薬剤師活動を学ぶ」、「薬剤師の専門的スキルを活用した地域活動を学ぶ」、「一般用医薬品論入門」、「再生医学」、「機能性食品学」の8科目が6年次に開講されている。その他「病原微生物」（6年次）、「薬剤疫学」（6年次）、「臨床試験管理学」（4年次）も同様の位置づけとなる選択科目（1単位）である。これらの選択科目は学生の多角的な視野を広げ、問題発見・解決能力、及びプレゼンテーション能力の向上に寄与できる。しかし、履修している学生の人数が少数である科目が多い。

姫路獨協大学薬学部では、6年間の総合的な学修成果を測定するために、6年次後期に「薬学総合演習B」を開講し、試験を実施している。しかし、この演習科目の試験のみでは、薬剤師としての使命、コミュニケーション能力、チーム医療など、ディプロマ・ポリシーに掲げる8項目の学生が身につけるべき資質・能力の到達度の総合的評価としては十分ではない。

卒業認定は、2月中旬の薬学部教授会で行われている。全学共通科目、専門基礎科目、専門科目の単位修得状況を公正かつ厳格に判定し、卒業に必要な単位の修得が確認できた学生に卒業が認められる。また、卒業延期した学生については、卒業認定を前期に行っている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等は「履修の手引」に明記され、学生に周知されている。また、変更が生じた場合には、印刷物を配付・掲示すると共に、年度始め

のガイダンスでの履修指導により学生に周知している。

以上のように、進級判定及び卒業認定は、薬学部教授会において、設定された基準に従って公正かつ厳格に実施されている。なお、薬学部教授会は助教以上の教員で構成されており、透明性をもって進級判定や卒業認定が行われている。しかし、卒業認定の際の学生が身につけるべき資質・能力の到達度の総合的な評価については、より適切な評価指標を策定し、その指標に基づいた評価の実施が必要である。

姫路獨協大学では、入学時には、担当部局によるオリエンテーションを実施して、学生生活等の案内を行っている。また、教務課が「履修の手引」に基づいて、一般的教務事項のガイダンスを行っている。さらに薬学部では、入学者と保護者を対象として、大学の教育理念と目的、6年間の薬学教育の流れ、医療人としての薬剤師育成などの教育方針について、独自のガイダンスを行っている。入学式当日の午後には、担任教員が入学者に対して、学習目標や将来の進路等の確認、6年間で履修すべき科目と学習に対する姿勢などに関する懇談を行っている。

在学中の学生に対しては、各学年の各学期始めにガイダンスを実施し、「履修の手引」に基づいて、当該学年・学期における履修内容や履修上の注意事項などを指導している。また年度始めのガイダンスでは、これまでの学生生活の問題点や今後の学習方法について、担当教員に相談することを奨励している。4年次生の薬学共用試験(CBT: Computer Based Testing及びOSCE: Objective Structured Clinical Examination)については、CBT実施委員会及びOSCE実施委員会が、薬学共用試験の意義、概要、実施説明などを別途ガイダンスしている。5年次の病院・薬局実務実習の開始前には、長期実務実習委員会が実務実習ガイダンスを開催し、実務実習の概要、実習にあたっての注意事項(身だしなみ、携帯物、実習態度等)などを説明している。

姫路獨協大学薬学部では、2020年度から韓国人留学生を受入れている(「自己点検・評価書」p.50表3-2-5-1)。ただし、2021年度までは、新型コロナウイルス感染症の流行により入国ができなかったため、遠隔配信やオンデマンド配信、あるいはハイブリッド形式の授業などで対応した。また、韓国人留学生への細やかな学習支援や生活支援などのために、日本語・韓国語での対応ができる非常勤アドバイザーを採用している。

修学上支障となる障がいをもつ学生については、学生本人が配慮申請を行える制度が確立している。該当する学生については、教務課及び薬学部で把握すると共に、授業や実習等の担当教員及び担任教員が連携して、授業・実習や定期試験の受験資格などに関する対応を行っている(「自己点検・評価書」p.50表3-2-5-2)。

授業の出席状況は薬学部教授会で共有され、学生のモチベーション低下などに対する事前対策を講じられるようになってきている。また、学生が授業内容等の不明な点を積極的に相談できるように、各教員がオフィスアワーを設けている。全学には学習支援センターが設置されており、基礎学力の強化(主に数学、物理、化学、生物)ならびに学習面のさらなる充実を図るため、学生の様々な学習相談に応じている。一方、薬学部には薬学教育支援室が設置され、学生の学習指導や学力の向上、及び入学前教育に関する業務を行っている。

留年生については、担任教員が面談により個別指導を行うと共に、毎年度1回、保護者懇談会を実施し、問題点を相談して、留年などを未然に防ぐよう努めている。特に卒業延期生については、2月に次年度の学習方法や卒業に必要な単位修得のための手続き等について、ガイダンスを行っている。2023年度からは、4年次留年生の支援を目的とする研究室配置制度が運用されている。具体的な支援は「①薬学部の研究室内に専用の勉強場所を提供する。②必要に応じて模擬試験の結果の相談や勉強のアドバイスをを行う。③2023年度は試験的に各研究室に1～2名を配置する。④配置期間は共用試験の終了時までとする。⑤担任制度も引き続き継続し、今後の方針や指導などは、担任の教員及び配置研究室の主任と相談して本人の希望により決定する。」の五つである。

以上のように、姫路獨協大学薬学部においては、学生に対する細やかな履修指導が行われている。しかし、留年あるいは卒業延期する学生の割合が低いとは言えない状況が続いている(基礎資料3-1、基礎資料3-3)。また、2023年度のC B Tの合格率は50%を下回っている。したがって、効果的な履修指導の在り方について検討を行う必要がある。

(3-3) 学修成果の評価

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、学生一人ひとりの学修成果の到達度の網羅的かつ経年的な評価において、懸念される点が認められる。

姫路獨協大学薬学部では、全学共通科目、専門基礎科目、及び専門科目の全ての科目について、「シラバス」に評価方法・基準が明記されており、それに基づいた評価が実施されている。また、統合演習(PBL)では、ルーブリック評価が導入されており、学生の学修到達度が総合的・俯瞰的に評価されている。さらに「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」では、研究発表と卒業研究論文のいずれにおいても複数の教員によるルーブリック評価が行われ、その結果が学生へフィードバックされている。しかし、ディプロマ・ポリシーを満たす学生を輩出するためには、学修成果の到達度を網羅的かつ経年的に評価するシステムを構築し、個々の学生に適用して、教育課程の進行に対応して成長度を視覚的かつ客観的に評価する必要

がある。

薬学共用試験は、学部のC B T実施委員会（3名）及びO S C E実施委員会（12名）が中心となり、運営・実施している。また、受験希望学生からは「薬学共用試験の守秘等に関する誓約書」を取得している。C B Tは8月に体験受験、12月に本試験、2月に追・再試験を実施している。本試験では、試験実施責任者（1名）及び管理者（1名）の他、試験監督者として各試験室に主任監督者（1名）と補助監督者（1名以上）が配置されている。可否の判定は薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて行われている。本試験及び追・再試験のいずれにおいても、基準点到達者には、その旨のみを伝えており得点は開示していない。一方、基準点未到達者には、基準点に到達しなかった旨を伝えると共に、総得点及び各分野の得点を開示し必要な学修指導を行っている。

O S C Eは「薬学共用試験実施要項」、「O S C E QandA集」及び「全体運用メモ」に従って、10～11月に薬学共用試験センター及び外部モニター員の審査を受け、12月に本試験、2月に追・再試験を実施している。2023年度は受験者38名、評価者48名（学外者：病院12名、薬局15名、大学21名）で実施している。なお、守秘に関しては、全ての学生、教職員、評価者、模擬患者、模擬医師が誓約書を提出している。可否判定は薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて行われている。本試験及び追・再試験のいずれにおいても、基準点到達者には、その旨のみを伝えており評点は開示していない。基準点未到達者には、基準点に到達しなかった課題について、細目評価では評価者2名の平均点、概略評価では評価者2名の合計点を開示している。実施翌年度の4月には、薬学共用試験の結果（実施時期、合格者数及び合格基準）を大学ホームページ上で公開している。

薬学共用試験に合格した学生は、4年次の2月から5年次の2月まで、4期に分かれて薬局及び病院で実務実習を行っている。実務実習の開始直前には、個人情報の保護、医療機関における機密情報の保護、態度、代表的8疾患などの指導を再度行っている。一方、実務実習の終了後には、5年次生が全員出席して実務実習報告会を行っている。

以上のように、病院・薬局実務実習の履修に必要な知識・技能・態度が、薬学共用試験によって確認されている。

姫路獨協大学では、全学F D委員会が「学生による授業評価アンケート」を毎年度2回（前期・後期）実施している。アンケートには、教員の授業に対する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの実施後、教員には結果がフィードバックされ、教員はそれに対する改善案を全学F D委員会へ提出している。そして、全学F D委員会が、次学期以降の教育内容・

方法及び学修指導等の改善に活用するため、提出された改善案を「教育活動自己評価」にまとめ、学内イントラネットで公表している。また、姫路獨協大学では、就職状況の調査、卒業時学生アンケート、就職先の企業アンケートも実施している。しかし、これらのアンケート結果を教育課程の編成や実施の改善・向上に活用する体制が確立されていないので、その体制を確立することが望ましい。

薬学部の教務委員は、個々の学生の単位修得状況などを把握し、担任教員と学生との個別面談の要請などを行っている。4年次以降の演習科目に関しては、薬学教育推進委員会が総合的に管理・運営している。当該委員会では、学生一人ひとりの学修状況や学修成果を把握し、担任教員や指導教員に対して、学習指導等の改善に向けた教育内容・方法に関する情報提供や学修成果のフィードバックを行っている。また、薬学部FD委員会は、「学生による授業評価アンケート」及び薬学部教員の「教育活動自己評価」の結果を確認し、授業方法の改善等に関する情報提供や改善の提案などを行っている。これらの活動により、各教員は教育課程や担当科目の実施状況などを自己点検し、改善・向上に繋げている。しかし、現時点では、学生が身につけるべき資質・能力の到達度を総合的に評価し、学修成果を把握するシステムが十分に構築されているとは言えない。学生一人ひとりの学修成果を総合的に把握・評価するシステムを確立する必要がある。

姫路獨協大学では、2022年2月に「姫路獨協大学における教学マネジメントに関する方針」及び「アセスメント・プラン（学修成果の評価方法）」が制定されている。今後は、大学の教学マネジメントの方針に従って、学生の学修成果の到達度を多面的に評価する指標や方法を定め、その評価結果を教育課程の編成や実施方法の改善に活用する必要がある。

4 学生の受入れ

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、入学者の資質・能力の評価において、懸念される点が認められる。

姫路獨協大学では、入学試験の実施科目や実施方法などは、全学の入学試験委員会で審議・決定している。したがって、薬学部の入学試験に関することも、薬学部教授会で原案を作成した後、入学試験委員会の審議により決定される。入学者の評価と受入れに関しては、薬学部教授会で合格候補者を決定した後、入学試験委員会の協議を経て、学長により合格者が決定される。なお、入学試験問題の作成や答案の採点は、入学試験委員会に置かれている入学試験教科委員会が行っている。以上のように、入学者の評価と受入れは、責任ある体制のもとで行われている。

姫路獨協大学薬学部では、大学全体のアドミッション・ポリシーを踏まえ、学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）と関連した4項目のアドミッション・ポリシーを定めている。そして、アドミッション・ポリシーの趣旨に基づき、多様な選抜方式（入試方法）を設けている（「自己点検・評価書」p.61 表4-1-1-1）。

一般入試と公募推薦入試では、薬学を学ぶ上で必要な知識や思考力・判断力の元となる理科（特に化学）の学力を重視している。一方、大学入学共通テスト利用入試では、基礎学力の優れた学生を選抜するため、大学入学共通テストの成績で学力を評価している。AO入試では、薬学に関する講義を受講させた後、その感想や意見を小論文形式の課題レポートにまとめさせている。また、協調性やコミュニケーション力などを評価するために、複数の教員による個別面接も実施している。面接は公募推薦入試専願制、ファミリー専願入試、HDUチャレンジ入試でも実施されている。2021年度からは、日本語能力と理科系学力に秀でた韓国人留学生を継続して受入れるため、留学生韓国提携入試を行っている。2021年度は2名、2022年度は1名を受入れている（基礎資料4）。また、2024年度には地域医療特別推薦入学試験が新たに導入されるが、薬学部は学生を募集していない。さらには、編入学・転入学入試も行われており、書類審査、論文・面接及び化学の試験の結果により合否を判定している。しかし、項目1「教育研究上の目的と三つの方針」で指摘したように、アドミッション・ポリシーには、多様な学生をどのように評価・選抜するのか、その方法が具体的に記載されていない。それゆえ、それぞれの選抜方式とアドミッション・ポリシーとの対応関係がはっきりしない。

なお、「自己点検・評価書」では「選抜方式ごとに最も適切と考えられる評価法（入学試験科目、面接、課題レポート、出願書類など）を採用して、学力の3要素を多面的・総合的に判定している。」としている。しかし、面接を実施していない選抜方式では、学力の3要素の一つである「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を十分に評価できていないと危惧される。

医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫としては、前述のように、AO入試などの選抜方式では、複数の教員による個別面接を実施して、協調性やコミュニケーション力などを評価している。またAO入試では、薬学に関する講義を受講させた後、感想や意見を小論文にまとめさせている。しかし、全ての選抜方式において、医療人を目指す者としての資質・能力を適切に評価するために工夫することが望ましい。

姫路獨協大学では、障がい者に対して、合理的配慮に基づいた公平な入学者選抜の機会

を提供している。すなわち、「姫路獨協大学 学生募集要項」の注意事項には、身体の障がいにより特別の配慮が必要となる場合には、その状況を把握するために、出願に先立ち申し出る旨が明記されている。合理的配慮の申し出があった場合には、その現況及び要望をあらかじめ聴取し、試験時間の延長、別室での受験、最前列座席の確保、ルーペ等の使用許可、車椅子での受験が可能な場所の設置等の措置を行っている。

入学者選抜の適切性については、全学の入学試験委員会が協議・審議している。そして、薬学部に関する変更案が提案された場合には、薬学部教授会で変更案が協議・審議される。一方、薬学教育支援室や薬学部FD委員会等では、入試区分と入学者の進級や成績の推移に関する分析を行っている。例えば、一般入試と公募推薦入試の入学者の分析結果では、入学後の成績には大きな差はみられていない。一方、入学年度のGPAと卒業までの累積GPAの間には相関がみられている。入学後の進路変更の相談や指導は、主として担任教員が学生面談などで対応している。姫路獨協大学には転学部（群）制度があり、この制度に従った進路変更が可能となっている。転学部（群）の選考要項は、学生への周知のため教務課の前に掲示されている。薬学部では、2021年度に1名、2022年度に3名、2023年度に2名が他学部（群）に転出している。

以上のように、入学者の資質・能力に関しては、種々の検証が行われている。しかし、受験者のほぼ全員が合格する状況が続いており（基礎資料4）、アドミッション・ポリシーに合致していない学生も入学している可能性が懸念される。

姫路獨協大学薬学部では、入学者数の定員割れが続いており、入学定員充足率の6年間の平均は28.9%である（基礎資料3-4、基礎資料4）。つまり、入学者数と入学定員は大きく乖離している。一方、編入学者としては、2018年度に4名、2019年度に4名、2020年度に6名、2021年度に5名、2022年度に2名、2023年度に6名を受入れている。よって、2023年5月1日時点の在籍学生数は、入学定員数（学部収容定員数）560名に対して213名である（基礎資料3-1）。低い定員充足率は、在学生の教育環境としては必ずしも適切とは言えない。薬学部の入学定員数は、当初は120名であったが、2013年度より100名に減員している。2014年度と2015年度は定員を充足していたが、その後は定員充足に至っていない。そのため、2023年度にはさらに60名にまで減員している。

定員充足率の適正化をはかるため、2022年度には姫路市や獨協医科大学の協力・支援のもと、薬学教育支援室を設置し、在校生の成績推移の分析、教育改善のための各種提案、個人面談、薬学教育シンポジウムや薬学教育セミナーの企画・運営などを行っている。さらに、薬学部FD活動での教育改善に関する議論を受け、2023年度には学年担当教員を新

たに設けている。なお、上述の取り組みは、オープンキャンパスや入試相談会などの各種広報活動を通じて周知している。このように、入学者の確保に向けた努力を続けている。

なお、姫路獨協大学は2025年度入学者の募集を停止しているため、本機構は、項目4に関する問題点を提言として指摘しないこととした。

5 教員組織・職員組織

本項目は、適合水準に達している。

姫路獨協大学薬学部では、「姫路獨協大学薬学部教員の選考及び昇任基準・手続に関する内規」を定め、広く学内外から人材を求めるため、公募を原則とする教員採用を行っている。しかし、教員組織に関する中長期的な編成方針は定めていない。

薬学部は16の研究室、学部長室、及び薬学教育支援室から構成されている。各研究室には原則として、教授1名、准教授、講師もしくは助教1名が配置されている。専任教員数は30名（教授15名、准教授8名、講師3名、助教4名）であり（基礎資料5）、大学設置基準が定める専任教員数（28名、うち教授14名以上）を上回っている。また、5年以上の病院・薬局での実務経験を有する教員も6名（教授4名、准教授1名、講師1名）在籍しており、大学設置基準上の実務家教員数（5名）を上回っている（基礎資料7）。さらには、実験実習などの支援教員として助手2名が在籍している（基礎資料5、基礎資料7）。なお、教授には特別教授1名と特命教授1名が含まれ、助教には特任助教2名が含まれる（基礎資料7）。教授、准教授・講師と比較して助教の割合が少ないので、教育研究上の目的に沿った教育研究活動の継続の観点からは、助教の割合を増やすことが望ましい。専任教員の年齢構成は、70歳代3.3%、60歳代13.3%、50歳代40.0%、40歳代36.7%、30歳代6.7%であり、著しい偏りはないが、30歳代以下の若手専任教員が少ない（基礎資料6）。また、2023年5月1日現在の在籍学生数は213名であり、教員一人あたりの学生数は7.1名である。

姫路獨協大学薬学部では、全ての専任教員が博士の学位を取得しており（「自己点検・評価書」p.70表5-1-4-1）、教育・研究・薬学実務における高度な専門知識や技能、豊かな経験を持ち、学術論文、総説、教科書の執筆、学会等での発表などの教育研究業績をあげている（基礎資料7、基礎資料9）。しかし、研究業績（特に学術論文）が著しく少ない専任教員も認められる（基礎資料9）。

専門科目は10系統（物理系、化学系、生物系、衛生系、医療薬学系、薬剤系、社会薬学系、薬学臨床、卒業実習、薬学アドバンス教育）に分けられており、必修の科目につい

ては、基本的には薬学部の専任教員（教授または准教授）が担当している。しかし、社会薬学系の科目（「コミュニティーファーマシー論」、「社会保障制度」、「医療経済学」、「薬事関連法規」、「薬局経営論」）は、その分野の専門家である兼任講師あるいは非常勤講師に委任している。さらに、実務実習については、より円滑な実施のため、病院や薬局の薬剤師を非常勤講師としている。

教員の採用及び昇任は、基本的には「姫路獨協大学薬学部教員の選考及び昇任基準・手続に関する内規」により、薬学部教授会で審議されている。しかし、教員の採用に際しては、「姫路獨協大学教員人事委員会規程」により、薬学部教員の採用枠について、あらかじめ全学の教員人事委員会において承認してもらう必要がある。その後、薬学部教授会において、教員の募集・選考の手続きが開始される。採用の手続きとしては、まず薬学部教授会の議に基づき、薬学部長が教員候補者選考委員会を設置し候補者を公募する。次に教員候補者選考委員会が、候補者の人格、教授能力、教育業績、研究業績、学会・社会における活動実績などを審査し、その審査報告に基づき、薬学部人事委員会が最終候補者1名を決定する。続いて、最終候補者を薬学部教授会で審議に諮り（必要に応じて、無記名投票による可否の判定を行い）、出席者の3分の2以上の賛成をもって採用が決定される。一方、教員の昇任に際しては、複数名の教授の推薦書に基づき、薬学部長が審査委員会を設置する。そして、薬学部人事委員会の審議を経て、薬学部教授会で昇任の可否が決定される。最終的には、薬学部長が薬学部教授会の決定事項を学長に上申し、それを受けて採用及び昇任が発令される。このように、教員の採用及び昇任は適切な規程に基づいて実施されている。

次世代を担う教員の養成に関しては、教育面では、専任の助教や講師が講義、実習、演習、卒業研究を担当し、学生の指導にあたることにより、教育の実績を積み重ねている（基礎資料7）。また、特任助教も実験実習や卒業研究において、学生の指導を分担している（基礎資料7）。研究面では、若手教員が学会参加や学会発表、学外での研修やセミナーへの参加、他の教員との共著による論文発表を行っている（基礎資料9）。しかし、助教・特任助教の授業時間数が教授や准教授とほぼ同じであり（基礎資料7）、必ずしも研究に専念できる環境でないことは懸念される。専任教員は、若手であっても全学や薬学部の各種委員会に委員として参加し、大学や学部の運営活動にも関わっている。このように、姫路獨協大学薬学部では教育研究活動を継続して行うことを可能とする制度を整備し、次世代を担う教員の養成に努めている。

専任教員は、それぞれが医療及び薬学の進歩発展に貢献する教育研究活動を行っている。

すなわち、国内外の学会での研究発表や招待講演、学会の開催、シンポジウムやワークショップの主催などの活動を実施している。また、国内外の大学や研究所との共同研究も数多く実施されている（基礎資料9）。個々の教員の研究活動の詳細は、大学ホームページの教員紹介のページにおいて、学術論文、著書、獲得競争的資金、特許、社会活動、受賞歴、学会発表などに分けて公開している。

専任教員の週当り授業時間数の年間平均は、職階に関係なく約5.3時間であり、研究活動のための時間は確保されている（基礎資料7）。しかし、全学及び学部の各種委員会などの業務にも時間が費やされている。

研究費としては、まず教員研究費が職階に応じて支給されている。また研究室予算として、講座研究費とゼミ費が配分されている。この予算は教員数ならびに配属学生数を基準にして決定されている（基礎資料8）。さらに、学生実習に必要な経費も配分されている。その他、姫路獨協大学特別研究助成や姫路獨協大学図書出版助成などの助成制度も利用できる。実際、姫路獨協大学特別研究助成については薬学部専任教員の採択実績がある。

薬学部では毎年、専任教員は倫理教育を受講し、科学研究費補助金に申請している。また、その他の各種研究助成金への申請も奨励されている（「自己点検・評価書」p.74表5-2-2-1）。産学協同研究に関しては、姫路市産学協同研究助成に数多く採択されている。獲得した外部資金の事務的な支援としては、科学研究費補助金、受託研究費や個人研究費などは経理課、奨学寄附金や共同研究費などは総務課が担当している。また、総務課では申請書類の提出前チェックも行っている。研究費は事務部門が連携して執行するため、教員自身による発注業務は原則行われていない。このように、研究活動を行うための環境は適切に整備されている。

姫路獨協大学では、教員の教育能力の向上を図るために、教務部長ならびに各学部・研究科より選出された委員から構成される全学FD委員会（教育改善実施委員会）が、全学FD研修会を主催している（「自己点検・評価書」p.75表5-2-3-1、）。ただし、当該研修会は教員の自己研鑽としての位置づけであり、参加が奨励されてはいるが、義務とはなっていない。当該研修会に参加する専任教員は年々増加しており、2024年度は全ての教員が参加している。

学生による授業評価アンケートは、前期・後期の2回実施されている。このアンケートは、学生の自己学習の程度、教員の熱意・意欲、講義の進め方、及び学生の講義への満足度の4項目を4段階で評価する部分、学生が意見や感想を自由に記述できる部分から構成されている。アンケートの結果は教員にフィードバックされている。そして、教員は科目

ごとに、現状の説明、点検・評価の結果(長所と問題点)、及び改善の具体的方策を取りまとめた「教育活動自己評価」を作成し、全学FD委員会に提出している。全学FD委員会は、提出された「教育活動自己評価」をまとめ、学内イントラネットにおいて学生・教職員に公開している。

薬学部では、教育内容や方法の改善に向けた意見交換、情報共有、意思の統一化・共有化などのために、薬学部FD委員会主催の薬学部FD活動を年2回実施している。その他、専任教員を薬学教育者のための各種ワークショップに派遣し、薬学教育の改善に向けた機動性を持続・拡大できるように努めている。また、学生の意見や要望を広く収集し、教育現場に活かすための意見箱「学生の声」が薬学部棟2階ポストに設置されている。投書は薬学部長が確認し、全教員、関係する教員・委員会などを通じて必要な対応を取っている。

以上のように、姫路獨協大学薬学部では、教員の教育内容や方法の改善を図るため、種々の組織的な取り組みを実施している。

姫路獨協大学では、「姫路獨協大学教員の兼業規程」により、学群、学部、学類、学科及び研究科の設置の要件として、特定の資格及び資格による実務経験を有する者を置くこととされている場合には、その資格の実務となる兼業が1週間あたり1日を超えない範囲で認められている。実際、実務家教員(薬剤師)2名については、病院薬剤部や薬局での兼業が薬学部教授会で審議・承認されている。このように、専任教員が医療の臨床現場で研鑽できる体制・制度が整備されている。

薬学部では、学生の学修支援を目的として2022年に設置された薬学教育支援室に事務職員が1名配置されている。姫路獨協大学では、教育活動を支援する事務体制として教務部(教務課事務職員7名、実習課事務職員4名、キャリアセンター事務職員2名)、学生部(学生課事務職員4名)、附属図書館(図書館課事務職員2名)等が整備されている。教務部教務課は学生への履修指導、成績管理、教員との連携による授業支援、保護者懇談会の開催などの業務を行っている。また、教務関連の諸問題については、教員と職員が意見交換や情報共有を図るために、教務委員会が定期的(毎月1回)に開催されている。一方、研究活動の支援は主として総務部の経理課及び総務課が担当している。総務課は研究活動の支援に加え、地域連携、情報システムに関する業務も担当している。

附属図書館に関しては、図書館長、各学部の図書館運営委員、図書館課職員による図書館運営委員会が定期的で開催され、指定図書や学術雑誌・図書の選定と購入、図書館アメニティーの改善などが協議されている。また図書館課は、学外文献の依頼に関する業務なども担当している。

以上のように、大学としては職員組織が整備されている。しかし、教員の教育研究活動を直接支援する職員組織は全学的な組織であり、薬学部には専任の事務職員が配置されていない(基礎資料5)。したがって、緊急性の高い事案への対応が遅れるなどの懸念がある。教育研究活動の円滑な実践のためには、薬学部にも事務組織を整備することが望ましい。

6 学生の支援

本項目は、適合水準に達している。

姫路獨協大学薬学部では、学生の履修指導・学習相談、生活指導のために担任教員を配置している。担任教員は、配属研究室の教員に引き継ぐまでの4年間を担当している。そして、入学時には新入生と面談し、学習目標や将来の進路などを聴取すると共に、6年間で履修すべき科目、学習に対する姿勢などについて指導をしている。2023年度からは、1～6年次の各学年の状況を把握する教員として、学年担当教員を新たに配置している。学年担当教員は、教務や生活における新入生の不安点を汲み上げるため、新入生アンケートを実施し、学生支援の向上に反映させている。

学生の経済的支援に関しては、数多くの学生が奨学金制度(「自己点検・評価書」p.81表6-1-1-1)を利用している。経済的支援に関する相談や奨学金の手続きなどの窓口は学生課であり、その他、奨学金の手続きの周知及び書類の点検も行っている。学生への周知は、大学ホームページや「学生生活ガイド」への記載、担任教員からの連絡、学内広報誌や掲示版への掲示、案内用資料の作成・配布により行われている。一方、授業料等の減免制度としては、一般特待生制度(S種・I種・II種)、指定校特待生制度、ファミリー制度、HDUチャレンジ特待生制度、シニア割引制度、地域指定奨励生制度、獨協医科大学連携奨励生制度が設けられている。さらには、学生課が窓口となり、新型コロナウイルス感染症により、経済面での不安を感じている学生を支援する体制も構築されている。

学生の進路指導支援体制として、全学にはキャリア委員会及びキャリアセンターが整備され、薬学部には就職委員が置かれ、進路・就職ガイダンス活動を通して学生の支援を行っている。キャリアセンターでは、本格的な就職活動に先立ち、スタッフ2名が希望学生との個人面談を実施している。学生が提出した「進路希望調査票」を基礎資料として、進路希望や現在の活動状況を確認し、就職活動の開始に当たっての疑問点や不安点の相談に応じている。また、公務員試験準備等のキャリア支援講座の開催、薬学系業界セミナーや合同説明会への参加の手配を行っている。薬学部の2名の就職委員は、学生の就職・進学等の相談に対応すると共に、キャリアセンターからの就職支援情報を随時学生に伝え、進

路相談などへの活用を促している。また進学については、配属研究室の指導教員が相談に応じている。

薬学部では複数回の就職関連の講座やセミナーを毎年開催し、学生に対して、医療機関、薬局、製薬企業の業務内容や求人状況などに関する情報の提供、個々の薬局、病院の採用担当者から直接説明を受ける機会を提供している。2023年度は、5月に5年次生対象「薬学生のためのインターンシップ対策講座」、9月に4・5年次生対象「薬学生のための業界研究講座」、「薬剤師業務連携セミナー」、2月に4年次生対象「就活スタートアップ講座」を開催し、毎回、多くの学生が参加している。またHDUキャリアナビを利用して、学生が自由に求人票を閲覧できるシステムも構築されている。このように、学生が主体的に進路を選択できるよう、種々の支援体制が整備されている。

学生個々の意見を収集する窓口として、全学には学生課及び学生委員会が整備されている。薬学部では学生委員が、学生課や学生委員会と学生との連絡・調整を行っている。また、学生の自治組織である学友会も整備されており、全学のクラブ・同好会あるいは学友会正会員（学生）からの意見は、学友会を介して学生課・学生委員会に送られ、諸問題の改善に向けた意見交換が行われている。薬学部では担任教員が、学習及び学生生活に関連する様々な学生の意見を汲み上げ、薬学部教授会、薬学部FD委員会、全学の教務委員会や学生委員会などに提示して、大学全体で学生生活の改善に反映できるよう努めている。さらに、匿名性を重んじる学生の意見・要望を汲み上げるため、意見箱「学生の声」を薬学部棟2階ポストに設置している。このように、学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されている。

姫路獨協大学薬学部では、1年次後期の「基礎実験（物理・化学・生物）」において、白衣・保護メガネ・防護用手袋の着用、及び実験器具の正しい操作法を指導し、様々な安全対策に関する注意事項を周知させるための初期教育を行っている。また、その後の実習科目においても、実習開始時の実習概要の説明に合わせて、安全対策に関する注意事項を説明している。しかし、実験室等での事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルは整備されていない。また関連する講習会も実施されていない。したがって、実験室等で事故・災害が起こった場合には、全学の規程である「姫路獨協大学防火・防災管理規程」及び「姫路獨協大学危機管理規程」に基づいた対応となる。さらに、各実習室の入口横には緊急時用シャワースペース、トイレ内には非常時用洗眼器を設置して、不測の事態に備えている。動物実験や遺伝子組換え実験に関する教育訓練、及び情報セキュリティーや研究倫理に関する教育も行われている。

学生の正課・課外活動中の災害に対する補償に関しては、入学時から卒業時まで、全ての学生が「学生教育研究災害傷害保険(通学中等傷害危険担保特約有り)」に加入している。なお、その内容の通達及び加入手続きは、一括して学生課で行っている。実務実習中の補償に関しては、医療・福祉系学生の実習中の事故などに対する大きな傷害・賠償補償制度である「Will2」に、全ての学生が加入している。

姫路獨協大学では、「姫路獨協大学防火・防災管理規程」が整備され、学長を委員長とする防火・防災管理委員会が設置されている。また、下部組織として自衛消防隊等が設置されており、災害発生時の連絡網・担当業務等について詳細な役割分担を定めている。防火・防災管理委員会は、防火・防災に関する種々の問題点の改良を行うと共に、年1回、防火・防災訓練を行い、災害発生時の必要機器の取り扱いなどのシミュレーションを行っている。しかし、防火・防災訓練の学生への周知方法は定められていない。また訓練に参加した学生の人数も記録されていない。さらに2023年度には、「姫路獨協大学危機管理規程」が制定され、危機発生時の危機管理対策本部の設置などが周知されている。しかしながら、学生が安全かつ安心して学習に専念できるように、実験室等での事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルを整備すると共に、防火・防災訓練の学生への周知方法を定めることが望ましい。

姫路獨協大学では、8箇所にAED(自動体外式除細動器)が設置され、健康管理室が管理や取り扱い方法の普及・指導に携わっている。健康管理室の健康管理部門には、医師(看護学部教授、内科医)と看護師が配置されており、随時、けが人や病人の応急処置、健康診断、健康相談に対応している。また、月に1度、協力医に任命されている薬学部教授(循環器内科)1名と医療保健学部の教授(腎臓内科)1名も相談に対応している。さらに学校医として、内科、精神科・神経科、整形外科の医師も月に1度は来学し、学生の相談に対応している。なお、医師が不在の際には、近隣の医療機関を紹介しているが、緊急性が高い場合には救急搬送を要請している。

学生のメンタルケアや生活相談は、健康管理室のカウンセリング部門において、1名の常勤カウンセラーと3名の非常勤カウンセラーが対応している。同部門は月曜日から金曜日まで開室しており、予約制を取っている。また必要に応じて、心理テストも実施している。カウンセリング部門の中には、学生が予約なしで自由に過ごせる場所を提供するため、フリースペースが設置されている。相談室等に関する情報は、大学ホームページへの掲載や「学生生活ガイド」への記載などを通じて学生に周知されている。

定期健康診断の日程等は、学内の掲示板や大学ホームページへの掲載、郵送による案内

文書の送付等により学生に周知されている。また、未受診の可能性のある学生には、健康管理室が未受診者リストを作成して担任教員に配付し、受診を積極的に勧奨している。さらに、定期健康診断を受診できなかった学生には、医療機関での受診を勧奨している。実際のところ、2020年度から2023年度の各学年の健康診断受診率は69.0%～100%であり（「自己点検・評価書」p.85表6-1-4-1、基礎資料10）、受診率が100%になるように、さらなる改善が望まれる。ちなみに、2023年度の5年次生の定期健康診断の受診率は95.1%（41名中39名）であるが（基礎資料10）、未受診の2名は自費で外部の健康診断を受診している。また、実務実習前には抗体検査も実施している（基礎資料10）。そして、抗体価が不十分な学生については、実習課と情報を共有し、実務実習担当委員の教員が当該学生にメールでワクチン接種の進捗状況を確認している。その後、学生から提出された書類を確認し、実習課へ報告している。

姫路獨協大学では、全学組織としてハラスメント人権委員会が設置されている。そして、人権侵害・ハラスメントの定義、適用範囲、組織体制とその防止に関する事項を「姫路獨協大学ハラスメント防止等に関する規程」として定めている。ハラスメントに関する相談窓口は、ハラスメント人権委員及び学生課などであり、学生には「学生生活ガイド」への記載により周知されている。学生及び教職員を個人として尊重し、個々人の快適な環境下での勉学、教育、研究及び職務を保障するため、あらゆる形態のハラスメントの防止及び排除が図られており、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な対応がとられている。またハラスメント人権委員会は、教職員に対する講習会も定期的を開催している。

以上のように、姫路獨協大学薬学部では、学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が適切に整備されている。

7 施設・設備

本項目は、適合水準に達している。

姫路獨協大学では、全学共用施設と薬学部棟施設とを合わせて、講義室42室、参加型少人数学習のためのゼミ室15室、コンピューター演習室6室、実習室4室、自習室1室が、薬学部生の教育に使用可能である（基礎資料11-1）。

薬学部棟については、一学年の定員（60～100名）に対応可能な規模（135名収容可能）の講義室が1室備わっている。なお、当該講義室はIT機器を使った授業にも対応できる。また、各階エレベーターホールには複数台のテーブルが配置されており、学生がグループ学習や自習に活用している。また2023年度からは、平日の10時～18時の間、共同機器室

1 及び大会議室を自習室として学生に開放している。それらの自習室では、学生の希望を受けて、可動式のパーティションにより自習スペースを切り分けている。さらに、講義室も自習室として利用できる。しかし、セミナー等に使用できる教室やゼミ室が薬学部棟に整備されていないので、その整備が望まれる。薬学部棟には、学生実習室(144名収容可能)が3室整備されており、それぞれにドラフトなどの実験設備の他、実習講義等に対応できるビデオプロジェクターが設置されている。

実務実習事前学習は、薬学部棟1階の模擬薬局、大会議室、共同機器室1、3階の学生実習室、及び6階の講義室で行われている。模擬薬局には調剤室、模擬病室、薬局カウンター、服薬指導ブース(お薬相談室)、服薬指導ロールプレイ室、無菌室などが配置されている。調剤室では集塵機付散剤台、錠剤台、外用台、水剤台、アンプル棚が各3台、散薬監査システム3機、円盤式自動散薬分包機1台、Vマス式自動分包機2台、パイルパッカー一式分包機1台、全自動錠剤分包機1台、保冷庫1台、補液棚1台、麻薬金庫1台、電子天秤などを設置して、グループ単位(15~20名)での錠剤、散剤、水剤、外用剤、注射剤、調剤鑑査などの実習を行っている。模擬病室では可動式ベッドを3台配置して、服薬指導などの実習を行い、薬局カウンター及び服薬指導ブースでは、相談カウンターを2台設置して、薬剤交付、お薬相談、受付などの実習を行っている。服薬指導ロールプレイ室では、服薬指導の実践やグループディスカッションなどを行っている。無菌室には、前室、更衣室、エアシャワー、手洗い装置、両面式クリーンベンチ、安全キャビネット、パスボックスが配置されており、輸液混合、注射剤混合、抗がん剤調製などの無菌操作の実習を行うことができる。しかし、よりきめ細かい実習指導のために、3階の実習室に卓上クリーンベンチ、移動式手洗い装置を準備して、無菌操作の実習を行っている。

研究室に関しては、教授には19室の教員研究室(個人単位)が割り振られ、准教授・講師・助教には16室の研究室(講座単位)が割り振られている(基礎資料11-2)。すなわち、各研究室(講座単位)には、准教授・講師・助教・助手等の教員用デスク、実験用プラッテ、実験用機器、配属学生(5・6年次生)の学生用デスクや本棚などが配置されている。しかし、試験問題の作成や成績評価等の個人情報扱う業務の際は、秘匿性の確保に関して十分に配慮することが望ましい。5・6年次生は各研究室の専任教員の指導の下で「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」を実施する。そのため、各研究室は研究テーマにあわせた実験機器・備品を整備している。また、学生のインターネットへの接続は可能である。

共同機器室2には、組織レベルから細胞・遺伝子レベルに至る多様な生物系の実験に対応できる共通機器、暗室ならびにP2実験室が整備されている(基礎資料11-2)。一方、

共同機器室 3 には、物理系・化学系の共同機器ならびに低温室が整備され、NMR (Nuclear Magnetic Resonance) 室には NMR 及び TOF-MS (Time-of-Flight Mass Spectrometer) が配置されている (基礎資料 11-2)。このように、共同機器室には大型の機器類や高額な機器類が設置されており、各研究室の研究遂行の補完に役立てられている。また、これらの共通機器類は学生も利用が可能であり、卒業研究にも活用されている。なお、共通機器の維持管理や更新、新規購入などは、薬学部共通機器管理委員会を中心に行われている。また、関連予算としては、共通機器管理費が薬学部予算に計上されている (「自己点検・評価書」 p. 75 表 5-2-2-2)。しかし、当該予算は潤沢ではなく、実際には機器の更新や新規購入はなされていない。

薬学部棟には、全学共用施設である動物実験施設が設置されている。同施設はマウス (1 室)、ラット (1 室)、及びウサギ・モルモット (1 室) の一般飼育室、SPF (Specific Pathogen Free) マウス飼育室 (1 室)、SPF ラット飼育室 (1 室)、トランスジェニックマウス飼育室 (1 室) を有し、それぞれの飼育室には前室 (処置室) が付属している。また洗浄室、行動解析室、専用の倉庫等も有している (基礎資料 11-2)。さらに、薬用植物園も薬学部棟に併設されている。同園は生態園・ハーブ園・標本園の 3 エリアより構成され、約 650 種の草木が植栽されている (基礎資料 11-1)。また、いずれの施設においても維持管理体制が整備され、適切な運営が行われている。

姫路獨協大学の図書館は、総床面積 3,582 m²、閲覧座席総数 395 席であり、収容定員 (2,030 名) の 19.5% を確保している (基礎資料 12)。図書総数は 354,445 冊であり (基礎資料 13)、図書 (視聴覚資料・雑誌を含む) の拡充・維持のための年間予算は、約 1,340 万円 (2022 年度) である。薬学関連図書については、学部設置時は約 1,300 冊であったが、教員が厳選した専門書等、学習や研究の資料となる最新の書籍を毎年追加収蔵している。しかし、2018 年度～2022 年度の購入書籍は 31 冊 (直近の 2020 年度～2022 年度はわずか 3 冊のみ) であり、予算が適切に執行され、最新の書籍が追加収蔵されている状況にはない。また、研究に関する最新の情報源として、薬学関連の学術雑誌 (外国語雑誌及び和雑誌) の購入を毎年契約している (「自己点検・評価書」 p. 89 表 7-1-1)。しかし契約雑誌数が年々減少しており、増加のための検討が必要である。一方、学習資料については、図書館 2 階に指定図書コーナーを設けている。

図書館は、平日 9 時～21 時 40 分、土曜日 9 時～17 時を開館時間とし、年間 275 日 (2022 年度) 開館している。図書館内には、OPAC (Online Public Access Catalog) 検索用端末 6 台、インターネット環境端末 9 台、新聞記事検索用端末 1 台が配置されている。図

書館システムが学内ネットワークと結ばれているため、電子ジャーナルの閲覧、大学の蔵書検索システム等の各種オンラインデータベース検索は学内で広く利用できる。学生の自習用スペースとしては、図書館3階の閲覧室105席（ブース34席、学習机60席、テーブルと椅子11席）が、平日9時～18時に利用可能である。薬学部棟内には図書室が整備されていないが、模擬薬局実習室及び各研究室には、専門的な図書が配備されている。

以上のように、姫路獨協大学薬学部では、教育研究活動の実施に必要な施設・設備は、おおむね整備されている。

8 社会連携・社会貢献

本項目は、適合水準に達している。

姫路獨協大学薬学部では、各学生の実務実習での経験や成長、将来への展望などの感想を一冊の報告書にまとめ、実務実習先の薬局・病院に送付し、情報の共有と相互の連携を深めている。また薬剤師の生涯学習プログラムとして、卒業生及び地域で実地の業務に携わっている薬剤師を対象とする「姫路獨協大学薬学部・卒後教育セミナー」を兵庫県病院薬剤師会、兵庫県薬剤師会、及び日本薬学会関西支部との共催により毎年開催している（「自己点検・評価書」p.93 表8-1-1-1）。さらに、2020年度以降は中止となっているが、姫路獨協大学薬学部、姫路薬剤師会、及び兵庫県病院薬剤師会西播支部の3団体の共催による「西播・姫路医療セミナー」も学術発表形式で毎年2回開催している。その他、2023年度には第3回兵庫県薬剤師会・病院薬剤師会・薬系5大学連携学術大会に参加している。以上の薬剤師の資質・能力の向上に係る活動に加え、複数の薬学部の教員が製薬企業との共同研究、地域企業との産学協同研究、地域の薬剤師会との協同による調査研究、地域における医療相談活動など、社会連携による医療などの発展に係る活動を行っている。

薬学部または薬学部の教員は、薬学教育セミナーや公開講座などのイベントの開催あるいは担当を通して、地域における健康や保健衛生の保持・向上のための社会連携や社会貢献に継続的に取り組んでいる（「自己点検・評価書」p.94 表8-1-2-1）。2021年度には、姫路獨協大学が新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場となり、薬剤師免許を有する薬学部の教員が、ワクチンの希釈や在庫管理などの業務に携わっている。また、地域住民を対象とした姫路獨協大学播磨会主催の市民教養講座では、薬学部の教員が「新型コロナウイルス感染症と闘う免疫のしくみ」について講演を行っている。さらに、内閣府、文部科学省、経団連の共催による理工チャレンジ事業の一環として、女子中学生を対象とした体験学習事業「リコチャレ応援2021」を2回（8月5日と8月19日）薬学部で開催して

いる。同様のイベントとして、2023年8月9日には「たつの夏のリコチャレ2023」を開催している。その他、姫路市ゆかりの草花から単離した酵母を用いて、地元の酒造会社との産学協同研究により、日本酒を開発している。そして、開発した商品を「国際フロンティア産業メッセ」や「ひめじぐるめらんど」等に出展している。

大学ホームページには英文の薬学部紹介サイトが設けられているが、発信されている情報量は十分ではない。また教員紹介サイトでは、薬学部教員の教育・研究等活動報告として、英文論文等の情報が開示されてはいるが、日本語サイトに留まっている。一方、薬学部では、研究室のホームページ上に英文サイトを設け情報発信を行っている。しかし、やはり一部の研究室に限定されている。したがって、世界への情報発信のためには、ホームページの英文サイトを拡充することが望まれる。

国際交流については、全学に国際交流センターが組織されており、薬学部からも運営委員会に委員を送り出し、大学の国際交流に協力している。国際交流センターは複数の留学プログラムを準備しているが、長期留学プログラム(期間5～11ヶ月)は薬学部生も対象となっている。姫路獨協大学は、オーストラリア、アメリカ、ドイツ、中国、台湾、韓国の6カ国・地域の14大学と長期留学の協定を結んでおり、留学する学生は奨学金の支給を受けることもできる。一方、専任教員の海外留学・海外研修に関しては、全学では規程が制定されているが、薬学部教員の研修実績はない。

薬学部では韓国からの留学生を受入れており、2024年2月現在で11名の学生が在籍している(1年次生:1名、2年次生:4名、3年次生:2名、4年次生:3名、5年次生:1名)。また中国人留学生も2名(2年次生)在籍している。したがって、学生実習やアクティブ・ラーニング型の演習など、薬学部の授業を通じた活動の中から、学生間の国際交流が自然と育まれている。

以上のように、姫路獨協大学薬学部は、医療及び薬学における国際交流の活性化に努力している。

IV. 大学への提言

1) 長所

1. 姫路市ゆかりの草花から単離した酵母を用いて日本酒を開発するなど、地元の酒造会社との産学協同研究を活発に行っていることは評価できる。(8. 社会連携・社会貢献)

2) 助言

1. 「履修の手引」が大学全体で一つの冊子となっているため、利便性の観点からは、学部別の冊子とすることが望ましい。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
2. 就職状況の調査、卒業時学生アンケート、及び就職先の企業アンケートの結果を教育課程の編成や実施の改善・向上に活用する体制を確立することが望ましい。(3. 薬学教育カリキュラム 3-3 学修成果の評価)
3. 教授、准教授・講師と比較して助教の割合が少ないので、教育研究上の目的に沿った教育研究活動の継続の観点からは、助教の割合を増やすことが望ましい。(5. 教員組織・職員組織)
4. 緊急性の高い事案への対応が遅れるなどの懸念があるので、教育研究業務の円滑な実施のためには、薬学部にも事務組織を整備することが望ましい。(5. 教員組織・職員組織)
5. 学生が安全かつ安心して学習に専念できるように、実験室等での事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルを整備すると共に、防火・防災訓練の学生への周知方法を定めることが望ましい。(6. 学生の支援)
6. 健康診断の受診率が100%になるように、さらなる改善が望まれる。(6. 学生の支援)
7. セミナー等に使用できる教室やゼミ室が薬学部棟に整備されていないので、その整備が望まれる。(7. 施設・設備)
8. ホームページ上に英文サイトが設けられているが、発信されている情報量は十分ではない。世界への情報発信のためには、ホームページの英文サイトを拡充することが望まれる。(8. 社会連携・社会貢献)

3) 改善すべき点

1. カリキュラム・ポリシーとして必要な教育課程全般の教育内容や方法、学修成果の評価の在り方などが具体的に記載されていないので、それらを記載する必要がある。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
2. カリキュラム・ポリシーの8項目のそれぞれにおいて、学修の質を重視した評価方法を設定し、具体的に記載する必要がある。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
3. 全学での自己点検・評価においては、薬学部が独自の基準を設定する必要がある。(2. 内部質保証)

4. 学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の達成度、在籍及び卒業状況の入学年次別分析等、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいた自己点検・評価を行う必要がある。(2. 内部質保証)
5. 教育課程及びその内容や方法の適切性に関する検証が十分に行われていないので、十分な検証を行うと共に、その結果に基づいた改善・向上を図る必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
6. 再試験の評価が「可」もしくは「不可」であるため、稀ではあるが、再試験で合格となった学生の評価点が60点を超えることがある。定期試験で合格した学生に対して不公平な制度となっているため、改善が必要である。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
7. 成績評価の異議申し立てについては、透明性を確保するためにも事務部(教務課等)を介して照会する制度とする必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
8. 卒業認定の際の学生が身につけるべき資質・能力の到達度の総合的な評価については、より適切な評価指標を策定し、その指標に基づいた評価の実施が必要である。
(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
9. ディプロマ・ポリシーを満たす学生を輩出するためには、大学の教学マネジメントの方針に従い、学生の学修成果の到達度を網羅的かつ経年的に評価する指標や方法を定め、学生一人ひとりの学修成果や成長度を総合的に把握・評価するシステムを確立し、その評価結果を教育課程の編成や実施方法の改善に活用する必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム 3-3 学修成果の評価)

V. 認定評価の結果について

姫路獨協大学薬学部医療薬学科（以下、貴学）は、2023年度に本機構の、「薬学教育評価評価基準」（以下、「評価基準」）に基づく6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価を実施し、「薬学教育評価申請書」を本機構に提出しました。

I～IVに記載した内容は、貴学が自己点検・評価の結果により作成し本機構に提出した「調書」（「自己点検・評価書」及び「基礎資料」）と添付資料に基づいて行った本評価の結果をまとめたものです。

1) 評価の経過

本評価は、本機構が実施する研修を修了した4名の評価実施員（薬学部の教員3名、現職の薬剤師1名）で構成される評価チームによるピア・レビューを基本にして行いました。

まず、書面調査として、個々の評価実施員が「調書」に基づいて「評価基準」の達成状況を検証して所見を作成し、それらを評価チーム会議で検討して評価チームの所見をとりまとめました。評価チームは、書面調査の所見を整理した結果に貴学への質問事項などを加えた「評価チーム報告書案」を作成し、これを貴学に送付して、「評価チーム報告書案」に対する確認および質問事項への回答（第1回目のフィードバック）を求めました。

評価チームは、貴学からの回答と追加された資料、並びに「評価チーム報告書案」に対する意見を検討して「評価チーム報告書案」の所見を修正し、その結果を踏まえて、訪問調査を実施しました。訪問調査では、書面調査では十分に評価できなかった点を含めて貴学の6年制薬学教育プログラムの状況を確認することを目的に、「訪問時間閲覧資料」の閲覧、施設・設備見学と授業参観、大学関係者・若手教員との意見交換、並びに学生との面談を行いました。訪問調査を終えた評価チームは、訪問調査で得た情報と書面調査の所見を総合的に検討し、「評価チーム報告書」を作成して評価委員会に提出しました。

「評価チーム報告書」の提出を受けた評価委員会は、評価チームの主査を含めた拡大評価委員会を開いて、評価チームの判断を尊重しつつ、「評価結果」に大学間での偏りが生じないことに留意して「評価チーム報告書」の内容を検討し、「評価報告書（評価委員会案）」を作成しました。次いで、評価委員会は「評価報告書（評価委員会案）」を貴学に送付し、事実誤認あるいは誤解を生じる可能性がある表現などに対する「意見申立て」（第2回目のフィードバック）の機会を設けましたが、貴学からの「意見申立て」はありませんでした。

評価委員会は、拡大評価委員会を開催し、「評価報告書原案」を作成し総合評価評議会に提出しました。

本機構は、外部有識者を含む評価の最高意思決定機関である総合評価評議会において「評価報告書原案」を慎重に審議し、「評価報告書」を決定し、理事会に報告しました。

本機構は、「評価報告書」を貴学に送付するとともに社会に公表し、文部科学省及び厚生労働省に通知します。

なお、評価の具体的な経過は「3）評価のスケジュール」に示します。

2) 「評価結果」の構成

「評価結果」は、「Ⅰ. 総合判定の結果」、「Ⅱ. 総評」、「Ⅲ. 『項目』ごとの概評」、「Ⅳ. 大学への提言」で構成されており、それらの意味は以下の通りとなっています。

「Ⅰ. 総合判定の結果」には、貴学の薬学教育プログラムが総合的に本機構の「評価基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ. 総評」には、本機構の「評価基準」に対する貴学の達成状況を簡潔に記しています。

「Ⅲ. 『項目』ごとの概評」には、「評価基準」を構成する項目1、2、3-1、3-2、3-3、4、5、6、7、8について、【基準】に対する達成状況の概要を記しています。

「Ⅳ. 大学への提言」は、「評価結果」に関する本機構からの特記事項で、「1) 長所」、「2) 助言」、「3) 改善すべき点」に分かれています。

「1) 長所」は、貴学の特色となる優れた取り組みと評価されたものを記載しています。

「2) 助言」は、「評価基準」を達成する最低要件は満たしているが、目標を達成するためには改善が望まれることを示すものです。「助言」の内容に対する改善の実施は貴学の判断に委ねますが、個々の「助言」への対応状況についての報告書の提出が必要です。

「3) 改善すべき点」は、「評価基準」が求める最低要件を満たしていないと判断された問題点で、貴学に対して「評価基準」を達成するための改善を義務づけるものです。「改善すべき点」については、早急に改善に取り組み、「評価基準」を達成したことを示す成果を「提言に対する改善報告書」として所定の期限内に本機構に提出することが必要です。

なお、本「評価結果」は、貴学の「自己点検・評価書」及び「基礎資料」に記載された2023年度における薬学教育プログラムを対象にして、書面調査並びに訪問調査において確認した状況に基づいて作成したものであるため、現時点ではすでに改善されている点が提言の指摘対象となっている場合があります。また、別途提出されている「調書」の誤字、脱字、数値の誤記などに関する「正誤表」は、本「評価報告書」及び「調書」を本機構のホームページに公表する際に、合わせて公表します。

3) 評価のスケジュール

貴学の薬学教育プログラム評価を以下のとおり実施しました。

- 2023年2月3日 本評価説明会*を実施
- 2024年3月15日 貴学より調書の草案の提出。機構事務局は内容を確認
- 3月27日 貴学より「薬学教育評価申請書」の提出
- 3月29日 機構事務局より貴学へ草案の確認終了を通知
- 4月24日 貴学より評価資料（調書及び添付資料）の提出
評価実施員は評価所見の作成開始
- ～6月23日 主査は各実施員の評価所見を基に「評価チーム報告書案」の原案を作成
- 7月2日 評価チーム会議を開催し、主査の原案を基に「評価チーム報告書案」を作成
- 7月23日 評価チームは「評価チーム報告書案」を機構事務局へ提出
機構事務局より貴学へ「評価チーム報告書案」を送付
- 8月13日 貴学より「「評価チーム報告書案」に対する確認および質問事項への回答」の提出
- 9月9日 評価チーム会議*を開催し、貴学からの「「評価チーム報告書案」に対する確認および質問事項への回答」を検討し、訪問時の調査項目を確認
- 10月15日・16日 貴学への訪問調査実施
- 10月28日 評価チーム会議*を開催し、「評価チーム報告書」を作成
- 11月19日 「評価チーム報告書」を評価委員会へ提出
- 11月27日・28日 評価委員会（拡大）を開催し、「評価チーム報告書」を検討
- 12月17日 評価委員会（拡大）**を開催し、「評価報告書（評価委員会案）」を作成
- 2025年1月7日 機構事務局より貴学へ「評価報告書（評価委員会案）」を送付
- 1月20日 貴学より「意見申立書」の提出（意見申立てなし）
- 2月6日 評価委員会（拡大）**を開催し、「評価報告書原案」を作成
- 2月18日 「評価報告書原案」を総合評価評議会へ提出
- 3月3日 総合評価評議会を開催し、「評価報告書」を決定
- 3月14日 機構事務局より貴学へ「評価報告書」を送付

*はオンラインで、**は対面とオンラインのハイブリッド形式で実施しました。

4) 提出資料一覧

(調書)

自己点検・評価書

薬学教育評価 基礎資料

(根拠資料)

提出資料一覧 (様式2-1、 2-2) を以下に転載

追加資料一覧 を以下に転載

(様式2-1)

薬学教育評価 提出資料一覧

大学名 姫路獨協大学

資料 No.	必ず提出する添付資料	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料1	薬学部パンフレット (大学パンフレット HIMEJI DOKKYO UNIVERSITY)	【基準1-1】
資料2	学生便覧 (履修の手引 2023)	【基準1-1】 【基準1-2】 【基準3-1-1】 【基準3-2-1】 【基準3-2-2】 【基準3-2-3】 【基準3-2-4】 【基準5-1】 【基準5-2】 【基準6-1】 【基準7-1】
資料3	履修要綱 (資料2 履修の手引き 2023 に収載)	同上
資料4	<p>新入生および各学年4月ガイダンス (科目履修・学生生活) 資料</p> <p>2023年度前期 ガイダンス資料</p> <p>4-1 新入生、編入生 (薬学部) 対象 ガイダンス資料</p> <p>4-2 2年生 (薬学部) 対象 ガイダンス資料</p> <p>4-3 3年生 (薬学部) 対象 ガイダンス資料</p> <p>4-4 4年生 (薬学部) 対象 ガイダンス資料</p> <p>4-5 5年生 (薬学部) 対象 ガイダンス資料</p> <p>4-6 6年生 (薬学部) 対象 ガイダンス資料</p> <p>4-7 新入生、編入生 (薬学部) 対象 新型コロナ感染関係</p> <p>4-8 新入生、編入生 (薬学部) 対象 白衣について</p> <p>4-9 新入生オリエンテーションの概要 (全学新入生 対象)</p> <p>4-10 スケジュール表</p>	【基準1-1】 【基準1-2】 【基準3-1-1】 【基準3-2-2】 【基準3-2-3】 【基準3-2-4】 【基準3-2-5】 【基準6-1】
資料5	<p>シラバス</p> <p>2023年度 シラバス</p>	【基準3-1-1】 【基準3-2-1】 【基準3-2-2】 【基準3-3-1】

		【基準5-1】
資料6	時間割表（2023年度 授業時間割表）	【基準3-1-1】 【基準3-2-3】
資料7	評価対象年度に用いた実務実習（薬局・病院）の概略評価表 （薬学実務実習における概略評価表）	【基準3-1-2】
資料8	入学志望者に配布した学生募集要項 8-1 入試ガイド2024、8-2 学生募集要項、8-3 A0入試募集要項、8-4 指定校推薦学生募集要項、8-5 附属高校推薦募集要項、8-6 韓国外国人 留学生選抜募集要項、8-7 編転入学試験募集要項	【基準1-2】 【基準4-1】 【基準4-2】 【基準6-1】

資料No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料9	姫路獨協大学学則	【基準1-1】 【基準3-2-2】 【基準3-2-4】 【基準4-1】
資料10	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/philosophy/ 理念・目的と学生の育成目標	【基準1-1】
資料11	姫路獨協大学薬学部規程	【基準1-1】
資料12	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/info01/purpose/ 教育研究上の目的（学部） 薬学部「薬学部の理念」「薬学部の目的」	【基準1-1】
資料13	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/ 薬学部 薬学部の理念と教育研究上の目的	【基準1-1】 【基準4-1】
資料14	平成29年度 第5回薬学部教育改善実施委員会（FD委員会）議事要録	【基準1-1】
資料15	平成29年度 第224回薬学部教授会 議事要録	【基準1-1】
資料16	薬学部1～4年生、6年生向け後期ガイダンス	【基準1-1】 【基準1-2】 【基準6-1】
資料17	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/admission/ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）	【基準1-2】 【基準4-1】
資料18	令和3年度 第6回薬学部教育改善実施委員会（FD委員会）議事録	【基準1-2】 【基準1-3】 【基準2-1】
資料19	令和3年度 第316回薬学部教授会 議事要録	【基準1-2】 【基準1-3】 【基準2-1】

資料 20	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/diploma/ ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	【基準 1 - 2】 【基準 1 - 3】
資料 21	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/curriculum/ カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）	【基準 1 - 2】 【基準 1 - 3】
資料 22	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/policy/ 3つのポリシー、カリキュラム・マップ	【基準 1 - 2】 【基準 3 - 1 - 1】 【基準 4 - 1】
資料 23	姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	【基準 2 - 1】
資料 24	姫路獨協大学内部質保証推進規程	【基準 2 - 1】
資料 25	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/naibushitsu/ 姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	【基準 2 - 1】
資料 26	姫路獨協大学自己評価規程	【基準 2 - 1】
資料 27	委員会名簿	【基準 2 - 1】 【基準 5 - 2】
資料 28	令和 5 年度薬学部担当委員名簿	【基準 2 - 1】 【基準 3 - 3 - 1】 【基準 5 - 1】 【基準 5 - 2】 【基準 6 - 1】
資料 29	姫路獨協大学における内部質保証推進の体制について（概要図）	【基準 2 - 1】
資料 30	姫路獨協大学薬学部教授会規程	【基準 2 - 1】
資料 31	姫路獨協大学薬学部教育改善実施（FD）委員会規程	【基準 2 - 1】 【基準 3 - 1 - 1】 【基準 3 - 3 - 1】 【基準 4 - 1】 【基準 5 - 2】
資料 32	姫路獨協大学薬学部自己点検・評価委員会規程	【基準 2 - 1】 【基準 2 - 2】
資料 33	令和 3 年度 第 4 回薬学部自己点検・評価委員会議事録	【基準 2 - 1】
資料 34	令和 3 年度 姫路獨協大学 年次報告書（薬学部）（中間報告書）	【基準 2 - 1】 【基準 5 - 2】
資料 35	令和 3 年度 姫路獨協大学 年次報告書（薬学部）	【基準 2 - 1】 【基準 5 - 2】
資料 36	令和 3 年度 第 2 回自己点検・評価委員会 議事録	【基準 2 - 1】
資料 37	令和 3 年度 第 3 回自己点検・評価委員会 議事録	【基準 2 - 1】

資料 38	令和 3 年度 第 7 回薬学部教育改善実施 (FD) 委員会 議事録	【基準 2-1】
資料 39	令和 3 年度 第 315 回薬学部教授会 (教員会議) 議事要録	【基準 2-1】
資料 40	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/supportroom/ 薬学教育支援室	【基準 2-1】 【基準 3-2-5】 【基準 4-2】 【基準 6-1】
資料 41	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/report/ 教育研究活動の自己点検・評価	【基準 2-1】 【基準 5-1】 【基準 5-2】
資料 42	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/hyoka02/ 認証評価 (第三者評価)	【基準 2-2】
資料 43	自己評価書 平成 23 年 4 月 姫路獨協大学薬学部	【基準 2-2】
資料 44	https://www.jabpe.or.jp/special/result_2020.html 2020 年度「薬学教育評価」の結果について	【基準 2-2】
資料 45	カリキュラム・マップ (平成 29 年度以前入学生向け、平成 30 年度以降入学生向け)	【基準 3-1-1】 【基準 3-2-1】
資料 46	2023 年度 卒業研究発表会・卒業論文提出・評価について	【基準 3-1-1】 【基準 3-2-1】 【基準 3-3-1】
資料 47	2024 年度シラバス原稿執筆について	【基準 3-1-1】
資料 48	2023 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	【基準 3-1-1】 【基準 5-2】
資料 49	姫路獨協大学学則 別表 1.4 専門教育科目 (薬学部・医療薬学科)	【基準 3-1-1】
資料 50	2023 年度 研究室配属について	【基準 3-2-2】
資料 51	GPA を各学生へ通知する制度が始まった際の案内メール From: XXXXXXXXXX Date: Fri, 30 Apr 2021 16:02:05 +0900 Subject: 担任学生の GPA 成績通知書の配布に関しまして	【基準 3-2-2】
資料 52	令和 4 年度 第 7 回薬学部教育改善実施 (FD) 委員会議事要録 (GPA を成績の分析に用いた議論)	【基準 3-2-2】 【基準 4-1】
資料 53	令和 5 年度保護者懇談会の開催について	【基準 3-2-2】 【基準 3-2-5】 【基準 3-3-1】 【基準 6-1】
資料 54	令和 3 年度保護者懇談会全体会の中止について	【基準 3-2-2】 【基準 3-2-5】

資料 55	様式：在学年限延長申請書・在学年限延長の承諾書	【基準 3-2-3】
資料 56	留年学生の保護者（保証人）への通知文書	【基準 3-2-3】
資料 57	令和 4 年度 第 361 回薬学部教授会（教員会議）議事要録	【基準 3-2-3】
資料 58	卒業延期生向けガイダンス（2024/2/9 実施）資料	【基準 3-2-3】 【基準 3-2-5】 【基準 6-1】
資料 59	薬学部出欠状況調査について 教務課からの調査依頼のメール From: [REDACTED] Date: Mon, 30 Oct 2023 10:27:06 +0900 Subject: 薬学部出欠状況調査について	【基準 3-2-3】
資料 60	姫路獨協大学学則 別表 2 履修要件（薬学部・医療薬学科）	【基準 3-2-4】
資料 61	https://[REDACTED] 教務課からのお知らせ	【基準 3-2-4】
資料 62	第 109 回薬剤師国家試験 受験手続説明会 案内	【基準 3-2-5】
資料 63	令和 3 年度 第 322 回薬学部教授会（教員会議）事項書、配付資料 6 （当該回の議事要録は訪問時資料 17）	【基準 3-2-5】
資料 64	令和 2 年度 第 289 回 薬学部教授会（教員会議）議事要録	【基準 3-2-5】
資料 65	姫路獨協大学学報 第 123 号（p10、柳先玉先生 採用）	【基準 3-2-5】
資料 66	授業配慮申請書（様式）	【基準 3-2-5】
資料 67	オフィスアワー	【基準 3-2-5】 【基準 6-1】
資料 68	姫路獨協大学 学習支援センター規程	【基準 3-2-5】
資料 69	https://www.himeji-du.ac.jp/life/studies/ 学習支援センター	【基準 3-2-5】 【基準 6-1】
資料 70	姫路獨協大学薬学教育支援室規程	【基準 3-2-5】 【基準 4-1】 【基準 4-2】 【基準 5-2】
資料 71	臨時職員の時給単価の取り扱いについて及び申請に係る書式等	【基準 3-2-5】
資料 72	学習・評価項目および医薬品リスト	【基準 3-3-1】
資料 73	薬学共用試験の守秘等に関する誓約書（様式）（受験生用、教職員用、 その他関係者用）	【基準 3-3-1】
資料 74	臨床準備教育における概略評価表	【基準 3-3-1】
資料 75	https://www.himeji-du.ac.jp/news/2023/04/27093/ 2022 年度 薬学共用試験結果について（薬学部）	【基準 3-3-1】

資料 76	実務実習報告会 開催概要 (2019 年 2 月 21 日開催)	【基準 3-3-1】
資料 77	2023 年度_卒業時学生アンケート (フォーム)	【基準 3-3-1】
資料 78	姫路獨協大学における教学マネジメントに関する方針	【基準 3-3-1】
資料 79	アセスメント・プラン	【基準 3-3-1】
資料 80	薬学教育推進委員会規程	【基準 3-3-1】
資料 81	姫路獨協大学入学試験委員会規程	【基準 4-1】
資料 82	姫路獨協大学編入学・転入学及び再入学者の入学前の既修得単位認定内規	【基準 4-1】
資料 83	同 内規、別表 1	【基準 4-1】
資料 84	令和 4 年度 第 351 回薬学部教授会 (教員会議) 議事要録	【基準 4-1】
資料 85	姫路獨協大学転部 (群) および転科に関する規程	【基準 4-1】
資料 86	2023 年度 転部 (群)・転科選考要項	【基準 4-1】
資料 87	(薬学教育支援室) 薬学教育シンポジウム、薬学教育セミナーのパンフレット	【基準 4-2】
資料 88	2023 年度 学年担当教員について	【基準 4-2】 【基準 6-1】
資料 89	https://www.himeji-du.ac.jp/professor/ 教員紹介 (薬学部)	【基準 5-1】 【基準 5-2】 【基準 8-1】
資料 90	2023 年度 薬学部非常勤講師名簿	【基準 5-1】 【基準 8-1】
資料 91	姫路獨協大学教員人事委員会規程	【基準 5-1】
資料 92	姫路獨協大学薬学部教員の選考及び昇任基準・手続に関する内規	【基準 5-1】
資料 93	助手実習割当表	【基準 5-1】
資料 94	姫路獨協大学薬学部共同機器室管理委員会規程	【基準 5-2】
資料 95	共通機器の維持管理_更新・新規購入申請書(薬学部)	【基準 5-2】
資料 96	共通機器リスト	【基準 5-2】 【基準 7-1】
資料 97	令和 5 年度 研究費の管理運営に関する資料	【基準 5-2】
資料 98	姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程	【基準 5-2】
資料 99	薬学部個人研究費リスト(令和 3 年度~5 年度)	【基準 5-2】
資料 100	薬学部研究室予算・実習費(令和 3 年度~5 年度)	【基準 5-2】
資料 101	姫路獨協大学受託研究規程	【基準 5-2】
資料 102	姫路獨協大学受託研究規程施行細則	【基準 5-2】
資料 103	姫路獨協大学奨学寄附金受入及び経理事務取扱規程	【基準 5-2】

資料 104	姫路獨協大学個人研究費取扱規程	【基準 5 - 2】
資料 105	姫路獨協大学研究助成等委員会規程	【基準 5 - 2】
資料 106	姫路獨協大学特別研究助成要項	【基準 5 - 2】
資料 107	姫路獨協大学特別研究助成費取扱要項	【基準 5 - 2】
資料 108	事務案内	【基準 5 - 2】
資料 109	姫路獨協大学教育改善実施(FD)委員会規程	【基準 5 - 2】
資料 110	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/ FD 委員会活動・活動報告	【基準 5 - 2】
資料 111	2023 年度前期「学生による授業評価アンケート」結果の送付について	【基準 5 - 2】
資料 112	一般社団法人薬学教育協議会認定の認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ参加者一覧	【基準 5 - 2】
資料 113	学生の声・薬学部の声 2023 記入用紙	【基準 5 - 2】 【基準 6 - 1】
資料 114	姫路獨協大学教員の兼業規程	【基準 5 - 2】
資料 115	兼業届（様式）	【基準 5 - 2】
資料 116	例：薬学部教授会 配付資料（令和 4 年度 第 363 回教授会（教員会議）配付資料 1、令和 4 年度 第 365 回教授会（教員会議）配付資料 1）	【基準 5 - 2】
資料 117	西播姫路セミナー担当表 第 24 回 西播姫路医療セミナー案内状	【基準 5 - 2】 【基準 8 - 1】
資料 118	事務組織の構成と人員配置	【基準 5 - 2】
資料 119	姫路獨協大学教務委員会規程	【基準 5 - 2】
資料 120	姫路獨協大学情報システム整備・運営委員会規程	【基準 5 - 2】
資料 121	姫路獨協大学附属図書館運営委員会規程	【基準 5 - 2】
資料 122	令和 5 年度 新入生アンケート	【基準 6 - 1】
資料 123	薬剤師国家試験の受験票配布と卒延生ガイダンスの案内	【基準 6 - 1】
資料 124	https://www.himeji-du.ac.jp/life/tuition/syougaku/ 姫路獨協大学 奨学金制度	【基準 6 - 1】
資料 125	学生生活ガイド	【基準 6 - 1】
資料 126	https://www.himeji-du.ac.jp/news/2020/05/11105/ 新型コロナウイルスの影響により、経済的な面で不安を感じている在学生への皆さんへ	【基準 6 - 1】
資料 127	キャリア委員会規程	【基準 6 - 1】
資料 128	https://[REDACTED] [REDACTED]	【基準 6 - 1】

	HDU 就職支援サイト	
資料 129	就活講座まとめ (2021~2023 年度)	【基準 6 - 1】
資料 130	最新の採用動向&インターンシップ対策講座	【基準 6 - 1】
資料 131	薬学生のための業界研究講座/薬剤師業務連携セミナー (2023/9/15)	【基準 6 - 1】
資料 132	就活スタートアップ講座	【基準 6 - 1】
資料 133	姫路獨協大学学生委員会規程	【基準 6 - 1】
資料 134	https://www.himeji-du.ac.jp/life/club/gakuyu/ 学友会本部	【基準 6 - 1】
資料 135	姫路獨協大学 学友会会則	【基準 6 - 1】
資料 136	https://www.himeji-du.ac.jp/life/consul/ 相談の窓口など	【基準 6 - 1】
資料 137	姫路獨協大学防火・防災管理規程	【基準 6 - 1】
資料 138	姫路獨協大学防火・防災管理規程_別表 1	【基準 6 - 1】
資料 139	姫路獨協大学自衛消防隊内規	【基準 6 - 1】
資料 140	防火・防災訓練の実施について	【基準 6 - 1】
資料 141	姫路獨協大学危機管理規程	【基準 6 - 1】
資料 142	AED (自動体外式除細動器) の設置場所	【基準 6 - 1】
資料 143	https://www.himeji-du.ac.jp/life/healthcare/ 姫路獨協大学_健康管理室	【基準 6 - 1】
資料 144	https://www.himeji-du.ac.jp/univ/shmeasures/ ハラスメント人権委員会	【基準 6 - 1】
資料 145	姫路獨協大学ハラスメント防止等に関する規程	【基準 6 - 1】
資料 146	姫路獨協大学ハラスメント人権委員会に関する細則	【基準 6 - 1】
資料 147	姫路獨協大学ハラスメント相談窓口設置及び事例への対応に関する内規	【基準 6 - 1】
資料 148	相談記録簿 (様式 1)	【基準 6 - 1】
資料 149	令和 5 年度 SD 研修に係る「ハラスメント講習会」の開催について (ご案内)	【基準 6 - 1】
資料 150	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/ 薬学部 医療薬学科	【基準 7 - 1】
資料 151	薬学部棟自習室 一週間ごとの予定	【基準 7 - 1】
資料 152	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/pharm/database/ 姫路獨協大学 薬学部 薬用植物園 植物データベース	【基準 7 - 1】
資料 153	図書購入費決算書 (5 年度分)	【基準 7 - 1】
資料 154	令和 4 年度 薬学部外国雑誌および和雑誌一覧	【基準 7 - 1】

資料 155	https://www.himeji-du.ac.jp/library/floorguide/ 附属図書館フロアガイド	【基準 7 - 1】
資料 156	https://www.himeji-du.ac.jp/library/calendar/ 附属図書館開館日時	【基準 7 - 1】
資料 157	2024 年春の図書館開放	【基準 7 - 1】
資料 158	卒後教育セミナー案内	【基準 8 - 1】
資料 159	社会貢献活動案内	【基準 8 - 1】
資料 160	兵庫県病院薬剤師会西播支部発行「西播支部ニュース」70号より p6	【基準 8 - 1】
資料 161	姫路市ワクチン接種会場の際の写真	【基準 8 - 1】
資料 162	姫路獨協大学 市民教養講座	【基準 8 - 1】
資料 163	姫路獨協大学 播磨会	【基準 8 - 1】
資料 164	リコチャレ応援 2021 チラシ	【基準 8 - 1】
資料 165	「たつの夏のリコチャレ 2023」実施	【基準 8 - 1】
資料 166	市花「サギソウ」酵母の酒（神戸新聞 2020 年 7 月 21 日記事より）	【基準 8 - 1】
資料 167	「国際フロンティア産業メッセ」出展	【基準 8 - 1】
資料 168	姫路獨協大学 研究助成（姫路市）	【基準 8 - 1】
資料 169	英語サイト	【基準 8 - 1】
資料 170	https://www.himeji-du.ac.jp/international/center/ 国際交流センター	【基準 8 - 1】
資料 171	姫路獨協大学_長期留学	【基準 8 - 1】
資料 172	2023 年度卒業研究発表会 領域表	【基準 3 - 1 - 1】
資料 173	2023 年度卒業研究タイトル・発表日一覧	【基準 3 - 1 - 1】
資料 174	2023 年度卒業研究 I 評価表	【基準 3 - 2 - 1】
資料 175	Classroom の利用方法（教員向け）	【基準 3 - 2 - 2】
資料 176	Classroom の利用方法（学生向け）	【基準 3 - 2 - 2】
資料 177	Classroom の利用方法簡易版（学生向け）	【基準 3 - 2 - 2】
資料 178	CBT 不合格者への連絡メール雛形	【基準 3 - 3 - 1】
資料 179	【CBT 不合格者向け】2023 年度 CBT 本試験 個人成績表雛形	【基準 3 - 3 - 1】
資料 180	姫路獨協大学任期制の教員に関する規程	【基準 5 - 1】
資料 181	姫路獨協大学特別教員に関する規程	【基準 5 - 1】
資料 182	姫路獨協大学薬学部特命教授の任用及び取扱いに関する規程	【基準 5 - 1】
資料 183	姫路獨協大学特任助教に関する規程	【基準 5 - 1】
資料 184	姫路獨協大学助手（嘱託）に関する規程	【基準 5 - 1】
資料 185	全学 FD 研修会案内メール_2021-2023 年度	【基準 5 - 2】

訪問時 10	入試問題（評価対象年度の翌年度の入学生を対象とする入試）	【基準 4-1】
訪問時 11	入試面接実施要綱	【基準 4-1】
訪問時 12	入学者を対象とする入試結果一覧表（合否判定資料で、受験者個人の試験科目の成績を含む）	【基準 4-1】
訪問時 13	<p>学生授業評価アンケートの集計結果</p> <p>13-1 令和 4 年度卒業生アンケート集計結果</p> <p>13-2 姫路獨協大学 2023 年度前期「学生による授業評価」アンケート ～調査結果報告書～（pdf）</p> <p>13-3 同上 2022 年度後期</p> <p>13-4 同上、学内イントラネットで公開している URL「学生による授業評価アンケート」 https://www.himeji-du.ac.jp/univ/fd/</p> <p>13-5 「学生による授業評価アンケート」用紙</p>	<p>【基準 2-1】</p> <p>【基準 3-1-1】</p> <p>【基準 3-3-1】</p> <p>【基準 5-2】</p> <p>【基準 6-1】</p>
訪問時 14	<p>令和 5（2023）年度 前期 教育活動自己評価</p> <p>教員の自己評価による改善案について学内イントラネットで公開している URL</p> <p>http:// XXXXXXXXXX</p>	<p>【基準 2-1】</p> <p>【基準 3-1-1】</p> <p>【基準 3-3-1】</p> <p>【基準 5-2】</p> <p>【基準 6-1】</p>
訪問時 15	<p>教職員の研修（FD・SD）の実施記録・資料（添付不可の時）</p> <p>15-1 令和 4 年度前期 薬学部 FD 活動 資料</p> <p>15-2 令和 4 年度後期 薬学部 FD 活動 資料</p> <p>15-3 令和 5 年度前期 薬学部 FD 活動 資料</p> <p>15-4 令和 5 年度後期 薬学部 FD 活動 資料（作成作業中）</p>	<p>【基準 2-1】</p> <p>【基準 3-3-1】</p> <p>【基準 4-2】</p> <p>【基準 5-2】</p>

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
訪問時 16	令和 5 年度 第 379 回薬学部教授会 配布資料 1	【基準 1-3】
訪問時 17	令和 3 年度 第 322 回薬学部教授会（教員会議）議事要録	【基準 2-1】 【基準 3-2-5】
訪問時 18	令和 5 年度 第 438 回評議会 議事要録	【基準 3-1-1】
訪問時 19	令和 3 年度 第 312 回薬学部教授会（教員会議）議事要録	【基準 3-2-3】
訪問時 20	学生面談記録	【基準 3-2-3】 【基準 3-2-5】

		【基準4-1】
訪問時 21	令和4年度 第364回薬学部教授会（教員会議）議事要録	【基準3-2-3】
訪問時 22	4年次留年生向けガイダンス資料 2024/3/5 実施	【基準3-2-3】 【基準6-1】
訪問時 23	在籍学生名簿一覧	【基準3-2-3】
訪問時 24	令和4年度 第362回薬学部教授会（教員会議）議事要録	【基準3-2-4】
訪問時 25	令和5年度 薬学部新入生・編入生の担任名簿	【基準3-2-5】 【基準6-1】
訪問時 26	令和5年度 薬学共用試験受験学生向け説明会資料	【基準3-2-5】 【基準3-3-1】 【基準6-1】
訪問時 27	「薬学共用試験（OSCE）に向けて OSCE 本試験の実施」 「OSCE 本試験直前説明会」	【基準3-2-5】 【基準3-3-1】 【基準6-1】
訪問時 28	令和4年度 第350回 薬学部教授会（教員会議）議事要録	【基準4-1】
訪問時 29	2022年度 第14回入試委員会 議事要録	【基準4-1】
訪問時 30	2022年度 第14回入試委員会 ②資料1	【基準4-1】
訪問時 31	6年生 個人面談表	【基準4-2】
訪問時 32	薬学部教員名簿	【基準5-1】
訪問時 33	令和5年度までの薬学部研究倫理教育アンケートの集計表	【基準5-2】

(様式 2-2 別紙)

訪問時閲覧資料 1 の詳細 (様式 2-2 別紙)

大学名 _____ 姫路獨協大学

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
訪問時 1-1	令和 5 年度 第 7 回薬学部教育改善実施委員会 (FD 委員会) 議事要録	【基準 1-3】 【基準 2-1】
訪問時 1-2	令和 5 年度 第 379 回薬学部教授会 議事要録	【基準 1-3】 【基準 2-1】
訪問時 1-3	令和 5 年度 第 4 回薬学部教育改善実施 (FD) 委員会 議事要録	【基準 2-1】
訪問時 1-4	令和 5 年度 第 5 回薬学部教育改善実施 (FD) 委員会 議事要録	【基準 2-1】
訪問時 1-5	令和 5 年度 第 8 回薬学部教育改善実施 (FD) 委員会議事要録	【基準 2-1】
訪問時 1-6	令和 5 年度 第 381 回薬学部教授会 (教員会議) 議事要録	【基準 2-1】
訪問時 1-7	令和 5 年度 第 11 回薬学部教育改善実施 (FD) 委員会議事要録	【基準 3-1-1】
訪問時 1-8	令和 5 年度 第 370 回薬学部教授会 (教員会議) 議事要録	【基準 3-1-1】
訪問時 1-9	令和 5 年度 第 375 回薬学部教授会 (教員会議) 議事要録	【基準 3-2-1】
訪問時 1-10	令和 5 年度 第 369 回薬学部教授会 (教員会議) 議事要録	【基準 3-2-3】
訪問時 1-11	薬学総合演習Ⅲ/B (本) 試験に係る判定会議 議事要録	【基準 3-2-4】
訪問時 1-12	令和 5 年度 第 376 回薬学部教授会 (教員会議) 議事要録	【基準 3-2-4】
訪問時 2-1	各実習科目の回収資料	【基準 3-1-1】 【基準 3-2-1】 【基準 6-1】
訪問時 2-2	薬学総合演習 A の回収資料	【基準 3-1-1】
訪問時 2-3	各アドバンスト科目の回収資料	【基準 3-1-1】 【基準 3-2-4】
訪問時 2-4	各統合演習科目 (PBL) の回収資料	【基準 3-1-1】 【基準 3-2-1】 【基準 3-3-1】
訪問時 2-5	各演習科目の回収資料	【基準 3-1-1】 【基準 3-2-1】

訪問時 2-6	薬学総合演習 B の回収資料	【基準 3-1-1】
訪問時 2-7	卒業研究 I の回収資料	【基準 3-2-1】 【基準 3-3-1】
訪問時 2-8	卒業研究 II の回収資料	【基準 3-2-1】 【基準 3-3-1】
訪問時 2-9	物理・化学系統合演習の回収資料	【基準 3-2-1】
訪問時 2-10	生物・衛生・生薬系統合演習の回収資料	【基準 3-2-1】
訪問時 2-11	薬理系統合演習、医療薬学系統合演習、薬剤系統合演習の回収資料	【基準 3-2-1】
訪問時 2-12	処方解析統合演習、症例検討統合演習の回収資料	【基準 3-2-1】
訪問時 2-13	基礎実験の回収資料	【基準 6-1】
訪問時 2-14	実務実習事前特別講義の回収資料	【基準 8-1】

追加 14	薬学部 FD 委員会議事要録の抜粋	【項目 2, 質問事項 4】
追加 15	薬学部教授会議事要録の抜粋	【項目 2, 質問事項 4】
追加 16	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/supportroom/ 薬学教育支援室	【項目 2, 質問事項 6】 資料 40 の 差し替え資料
追加 17	入試区分と入学後の成績 (GPA) について	【項目 2, 質問事項 7】 【項目 2, 質問事項 8】 【項目 4, 質問事項 5】
追加 18	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/report/ 教育研究活動の自己点検・評価	【項目 2, 質問事項 1 1】 【項目 5, 質問事項 4】 資料 41 の 差し替え資料
追加 19	https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/f/policy/ 3 つのポリシー、カリキュラム・マップ	【項目 3-1, 質問事項 1】 資料 22 の 差し替え資料
追加 20	履修者数 (生命倫理・科学英語の書き方)	【項目 3-1, 質問事項 3】
追加 21	履修者数 (選択科目 11 科目)	【項目 3-1, 質問事項 4】
追加 22	HDU ポータルサイト・カリキュラム・マップ	【項目 3-1, 質問事項 1】 【項目 3-1, 質問事項 7】
追加 23	シラバス作成要領	【項目 3-1, 質問事項 1 2】
追加 24	シラバス記入確認項目	【項目 3-1, 質問事項 1 2】

追加 25	令和 3 年度 第 5 回薬学部 F D 委員会 議事要録	【項目 3-1, 質問事項 1 3】
追加 26	令和 3 年度 第 317 回薬学部教授会 議事要録	【項目 3-1, 質問事項 1 3】
追加 27	令和 3 年度前期 薬学部 F D 活動 (2021 年 9 月 25 日実施) 「カリキュラム変更に向けての問題点の共有と今後に向けて」	【項目 3-1, 質問事項 1 3】
追加 28	令和 3 年度 第 9 回薬学部 F D 委員会 議事要録	【項目 3-1, 質問事項 1 3】
追加 29	令和 3 年度後期 薬学部 F D 活動 (2022 年 3 月 4 日実施) 「カリキュラム変更に向けた問題点の解決」	【項目 3-1, 質問事項 1 3】
追加 30	令和 4 年度後期 薬学部 F D 活動 (2023 年 3 月 3 日実施) 「薬学教育モデル・コアカリキュラム (令和 4 年改訂) の理解に向けて」	【項目 3-1, 質問事項 1 3】 訪問時資料 15-2 に同じ
追加 31	令和 5 年度前期 薬学部 F D 活動 (2023 年 9 月 1 日実施) 「新しい本学の薬学教育カリキュラム」	【項目 3-1, 質問事項 1 3】 訪問時資料 15-3 に同じ
追加 32	令和 4 年度 第 341 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 3-2, 質問事項 3】
追加 33	令和 4 年度 第 343 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 3-2, 質問事項 3】
追加 34	令和 4 年度 第 344 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 3-2, 質問事項 3】
追加 35	令和 4 年度 第 374 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 3-2, 質問事項 3】
追加 36	実務実習評価方法 (2023 年度)	【項目 3-2, 質問事項 4】
追加 37	留年生の聴講者の人数	【項目 3-2, 質問事項 1 7】
追加 38	2024 年度 授業時間割表	【項目 3-2, 質問事項 2 0】
追加 39	薬学総合演習Ⅲ (再履修) (本) 試験に係る判定会議 議事要録	【項目 3-2, 質問事項 2 0】 訪問時資料 1-11 に同じ

追加 40	令和 5 年度 第 376 回薬学部教授会（教員会議）議事要録	【項目 3-2, 質問事項 2 0】 訪問時資料 1-12 に同じ
追加 41	オリエンテーション資料 ①パワーポイント資料	【項目 3-2, 質問事項 2 1】
追加 42	オリエンテーション資料 ②WEB 履修登録方法について	【項目 3-2, 質問事項 2 1】
追加 43	オリエンテーション資料 ③履修登録について	【項目 3-2, 質問事項 2 1】
追加 44	オリエンテーション資料 ④教科書販売のご案内	【項目 3-2, 質問事項 2 1】
追加 45	オリエンテーション資料 ⑤学年歴カレンダー	【項目 3-2, 質問事項 2 1】
追加 46	2023 年度の面談の状況	【項目 3-2, 質問事項 2 2】
追加 47	基礎数理の試験実施の流れ	【項目 3-2, 質問事項 2 3】
追加 48	基礎数理の試験実施について（学生用）	【項目 3-2, 質問事項 2 3】
追加 49	アドバイザー労働契約書（2020～2024）	【項目 3-2, 質問事項 2 4】
追加 50	アドバイザー勤務確認簿（2020 年 4 月～2024 年 6 月）	【項目 3-2】 質問事項 2 4
追加 51	2022 年度 薬学共用試験実施に向けて	【項目 3-3, 質問事項 1】
追加 52	2023 年度実務実習発表会	【項目 3-3, 質問事項 3】
追加 53	2023 年度分実務実習発表会タイトル等一覧	【項目 3-3, 質問事項 3】
追加 54	2023 年度薬学応用演習Ⅲ講義・試験日程	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 55	2023 年度薬学応用演習Ⅲ定期試験結果	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 56	2023 年度前期 4 年生ガイダンス資料	【項目 3-3, 質問事項 6】

追加 57	2023 年度後期 4 年生ガイダンス資料	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 58	2023 年度 教員による CBT 補講日程	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 59	4 年留年生予定者へのガイダンス資料	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 60	4 年生保護者説明会資料	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 61	薬学総合演習ⅡA 日程表	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 62	薬学総合演習ⅢB 日程表	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 63	薬学総合演習Ⅲ/B 定期試験結果	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 64	2023 年度 6 年生前期ガイダンス	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 65	2023 年度 6 年生後期ガイダンス	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 66	国家試験対策・夏季補講・日程	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 67	5 年生勉強会・日程	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 68	保護者説明会（9 月）資料	【項目 3-3, 質問事項 6】
追加 69	入学者選抜に関する審議等の過程一覧表	【項目 4, 質問事項 4】
追加 70	令和 2 年度 第 297 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 4, 質問事項 4】
追加 71	令和 3 年度 第 326 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 4, 質問事項 4】
追加 72	令和 4 年度 第 350 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 4, 質問事項 4】
追加 73	令和 4 年度 第 418 回 評議会資料 2・入学者数の推移	【項目 4, 質問事項 6】
追加 74	令和 4 年度 第 335 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 4, 質問事項 6】

追加 75	令和 4 年度 第 336 回 (臨時) 薬学部教授会 議事要録	【項目 4, 質問事項 6】
追加 76	令和 4 年度 第 337 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 4, 質問事項 6】
追加 77	令和 4 年度 第 340 回 (臨時) 薬学部教授会 議事要録	【項目 4, 質問事項 6】
追加 78	2023 年度広報企画リスト	【項目 4, 質問事項 7】
追加 79	進学相談会 (会場型・高校内)	【項目 4, 質問事項 7】
追加 80	2024 年度入試に係る高校訪問結果	【項目 4, 質問事項 7】
追加 81	2024 年度入試に係るオープンキャンパス参加者数	【項目 4, 質問事項 7】
追加 82	姫路獨協大学薬学部教員組織編成の予定 (20240802)	【項目 5, 質問事項 1】
追加 83	薬学部教員一覧 (2023. 4~現在までの推移)	【項目 5, 質問事項 1】
追加 84	実務家教員の薬局-病院の内訳	【項目 5, 質問事項 2】
追加 85	兼業一覧 (追加)	【項目 5, 質問事項 2】 資料 116 に追加する資料
追加 86	2023 年度助手 (嘱託) の業務	【項目 5, 質問事項 3】
追加 87	教員定数設定要望書 1	【項目 5, 質問事項 7】
追加 88	教員定数設定要望書 2	【項目 5, 質問事項 7】
追加 89	国内で実施の各種研修会やセミナー等への若手教員の参加実績	【項目 5, 質問事項 9】
追加 90	特別研究助成-図書出版助成_採用実績一覧	【項目 5, 質問事項 10】
追加 91	令和 3 年度 姫路獨協大学特別研究助成研究報告集	【項目 5, 質問事項 10】

追加 92	令和 4 年度 姫路獨協大学特別研究助成研究報告集	【項目 5, 質問事項 1 0】
追加 93	研究活動への組織的な取り組み(2023-2024 年度)	【項目 5, 質問事項 1 1】
追加 94	薬学教育者のためのワークショップ参加者	【項目 5, 質問事項 1 4】
追加 95	薬学教育支援室の活動実績	【項目 5, 質問事項 1 6】
追加 96	2022 年度前期_FD 活動プロダクト	【項目 6, 質問事項 1】 訪問時資料 15-1 に 同じ
追加 97	令和 4 年度 第 6 回薬学部教育改善実施委員会 議事要録	【項目 6, 質問事項 1】
追加 98	令和 4 年度 第 364 回 薬学部教授会 議事要録	【項目 6, 質問事項 1】
追加 99	新入生アンケート	【項目 6, 質問事項 2】
追加 100	2023 年度_新入生アンケート_集計結果	【項目 6, 質問事項 2】
追加 101	2024 年 6 月 6 日に薬学部教員に配信されたメール	【項目 6, 質問事項 2】
追加 102	2023 年度 就職関連行事への参加学生人数	【項目 6, 質問事項 4】
追加 103	動物実験規程と細則	【項目 6, 質問事項 7】
追加 104	動物実験計画に係る各種申請書様式	【項目 6, 質問事項 7】
追加 105	動物実験施設利用の手引と施設利用者会議内規	【項目 6, 質問事項 7】
追加 106	健康管理室年報 第 36 号 2022 年度	【項目 6, 質問事項 1 1】
追加 107	教員と学生との通信記録_3 月時点 (最初のみ)	【項目 6, 質問事項 1 2】
追加 108	教員と学生との通信記録_5 月時点 (最初のみ)	【項目 6, 質問事項 1 2】

追加 109	各階エレベーターホールのテーブル	【項目 7, 質問事項 3】
追加 110	3 階学生実習室 2 (Y301) の図	【項目 7, 質問事項 3】
追加 111	自習室開放案内	【項目 7, 質問事項 4】
追加 112	共同機器の学生利用状況	【項目 7, 質問事項 6】
追加 113	2021 年度以降 共通危機管理委員会 議事要録	【項目 7, 質問事項 7】
追加 114	姫路獨協大学動物実験委員会規程	【項目 7, 質問事項 8】
追加 115	動物実験施設管理運営委員会規程	【項目 7, 質問事項 8】
追加 116	薬学部動物実験施設利用協議会内規	【項目 7, 質問事項 8】
追加 117	模擬薬局 図書リスト	【項目 7, 質問事項 9】
追加 118	研究室予算で購入した書籍一覧	【項目 7, 質問事項 9】
追加 119	薬学部教員の社会連携の実績	【項目 8, 質問事項 2】
追加 120	■■■■ 教授	【項目 8, 質問事項 2】
追加 121	■■■■ 教授, ■■■■ 助教	【項目 8, 質問事項 2】
追加 122	■■■■ 教授	【項目 8, 質問事項 2】
追加 123	■■■■ 教授	【項目 8, 質問事項 2】
追加 124	■■■■ 准教授	【項目 8, 質問事項 2】
追加 125	■■■■ 講師	【項目 8, 質問事項 2】

